

# 平成24年度 事業報告書

自 平成24年4月 1日

至 平成25年3月31日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

# 目 次

1. 国民の皆様へ	2
2. 基本情報	3
(1) 法人の概要	3
(2) 本所・支所等の住所	6
(3) 資本金の状況	6
(4) 役員の状況	6
(5) 常勤職員の状況	8
3. 簡潔に要約された財務諸表	9
4. 財務情報	12
(1) 財務諸表の概況	12
(2) 施設等投資の状況(重要なもの)	17
(3) 予算・決算の概況	17
(4) 経費削減及び効率化目標との関係	18
5. 事業の説明(セグメント情報)	19
(1) 財源構造	19
(2) 財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明	21
6. 当該事業年度の業務の実施状況	26
6. 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を 達成するため取るべき措置	26
A. 各分野における業務の質の向上のための取組み	26
A-1. 製品安全分野	26
A-2. 化学物質管理分野	35
A-3. バイオテクノロジー分野	45
A-4. 適合性認定分野	54
A-5. その他	66
B. 組織・業務運営における取組みの強化	67
B-1. 内部統制の充実・強化	67
B-2. 戦略的な人材の確保・育成	69
B-3. 機動的な内部組織の構築と人員配置	71
B-4. 契約の適正化	73
B-5. 広報、情報提供の推進	74
6. 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置	77

## 1. 国民の皆様へ

製品評価技術基盤機構（NITE：National Institute of Technology and Evaluation、以下「ナイト」という。）は、平成25年4月に、その基本理念を「確かな技術と信頼できる情報をもとに、くらしの安全と未来への挑戦を支え続けます」と定め、スローガンを「安全とあなたの未来を支えます／Safety and your Future with NITE」としました。この基本理念には、経済及び産業の発展等に資するため、社会的リスクの低減を図ることを主題とした第3期中期目標とも呼応し、「私たちNITEが社会に顕在化するリスクをきちんとリスクであると認識し、それらのリスクに真摯に立ち向かうというスタンスを明らかにするとともに、私たちが社会に提供する微生物の保存・分譲技術や製品事故の原因究明技術など“確かな技術”と、化学物質の物化性状情報や計量法に基づく認定審査など“信頼できる情報”をもってリスクを受け、社会に顕在化するリスクを低減することで、人々の“くらしの安全”を実現し、活力ある社会の実現のために産業界や企業、そして人々の“未来への挑戦”を支え続けていきたい。」との気持ちが込められています。

この基本理念は平成25年4月に制定しましたが、平成24年度に多くの職員が検討を重ね、理事長が決定したものであります。私たちはこのような基本理念の精神の下、平成24年度においては、製品安全分野、化学物質管理分野、バイオテクノロジー分野、適合性認定分野及びこれらの分野を横断的に活用した領域における多くの取り組みを行って参りました。

ナイトは、これからも、国民の期待に適時かつ適切に応え、確かな技術と信頼できる情報をもとに、社会的リスクの低減を行うことによって、くらしの安全、未来への挑戦を支え続けられるよう、日々取り組んでまいります。

## 2. 基本情報

### (1) 法人の概要

#### ① 法人の目的

ナイトは、工業製品等に関する技術上の評価等を行うとともに、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供等を行うことにより、工業製品等の品質の向上、安全性の確保及び取引の円滑化のための技術的な基盤の整備を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的としております。（独立行政法人製品評価技術基盤機構法第3条）

#### ② 業務の範囲（機構法第11条）

ナイトは、独立行政法人製品評価技術基盤機構法第3条の目的を達成するため、以下の業務を行います。

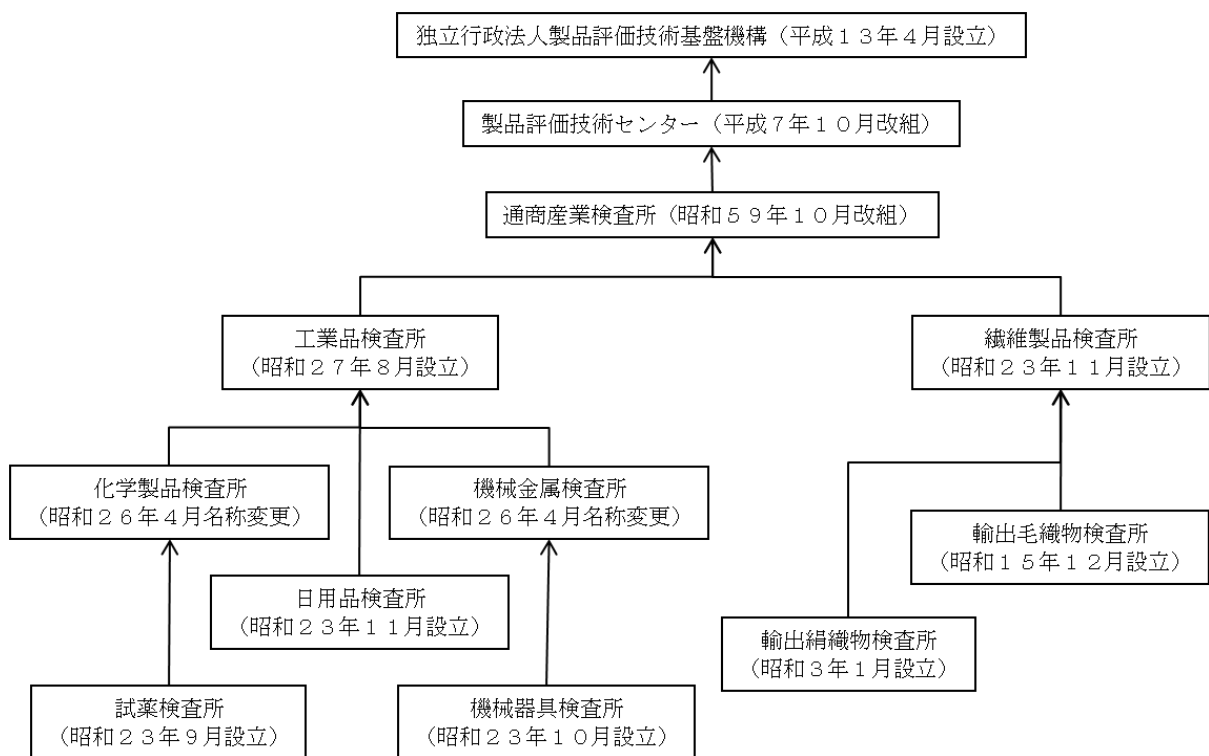
- a. 工業製品その他の物資に関する技術上の評価
- b. 工業製品その他の物資に関する試験、分析、検査その他これらに類する事業を行う者の技術的能力その他の当該事業の適正な実施に必要な能力に関する評価
- c. 工業製品その他の物資の品質に関する技術上の情報の収集、評価、整理及び提供
- d. aの評価の技術に関する調査及び研究
- e. a～dの業務に附帯する業務
- f. 工業標準化法（昭和24年法律第185号）第21条第1項及び第2項並びに第40条第1項の規定による立入検査並びに第42条第1項第8号の規定による検査
- g. ガス事業法（昭和29年法律第51号）第39条の17第1項第8号の規定による検査並びに第47条第1項及び第3項の規定による立入検査
- h. 電気用品安全法（昭和36年法律第234号）第42条の4第1項第8号の規定による検査又は質問並びに第46条第1項及び第2項の規定による立入検査又は質問
- i. 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）第19条第1項の規定による立入検査
- j. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第64条第1項第8号の規定による検査又は質問並びに第83条第1項及び第5項の規定による立入検査又は質問
- k. 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）第31条第1項第8号の規定による検査並びに第41条第1項から第3項までの規定による立入検査
- l. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第44条第1項から第3項までの規定による立入検査、質問又は収去

- m. 計量法（平成4年法律第51号）第148条第1項及び第2項の規定による立入検査（同法第144条第1項に規定する認定事業者に対するものを除く。）
- n. 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）第30条第5項の規定による立会い及び第33条第4項の規定による立入検査、質問又は収去
- o. 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成13年法律第111号）第37条第4項の規定による立入検査又は質問
- p. 遺伝子組換え生物等の使用等の規制等による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第32条第1項の規定による立入り、質問、検査及び収去

③ 沿革

平成13年4月 独立行政法人製品評価技術基盤機構設立

独立行政法人製品評価技術基盤機構の前身は次の図のとおり。



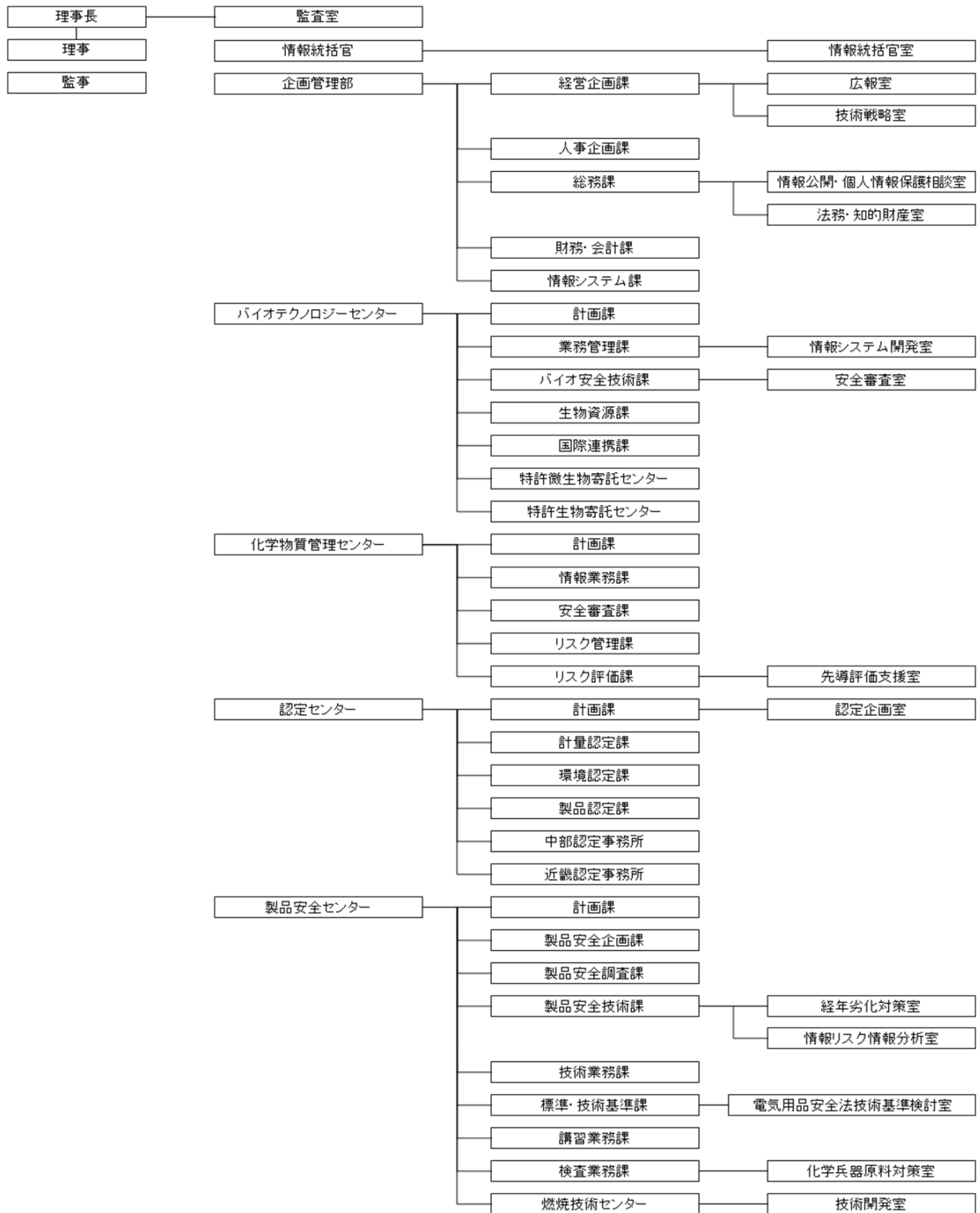
④ 設立根拠法

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）及び独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成11年法律第204号）

⑤ 主務大臣（主務省所管課）

経済産業大臣（経済産業省産業技術環境局知的基盤課）

⑥ 組織図（平成25年3月末現在）





(2) 本所・支所等の住所

本 所 : 東京都渋谷区西原 2-49-10  
 バイオテクノロジーセンター : 千葉県木更津市かずさ鎌足 2-5-8  
 製品安全センター : 大阪府大阪市中央区大手前 4-1-67 大阪合同庁舎第 2 号館別館  
 燃焼技術センター : 群馬県桐生市堤町 3-7-4  
 北海道支所 : 北海道札幌市北区北八条西 2-1-1 札幌第一合同庁舎  
 東北支所 : 宮城県仙台市宮城野区東仙台 4-5-18  
 中部支所 : 愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館  
 北陸支所 : 石川県金沢市西念 3-4-1 金沢駅西合同庁舎  
 中国支所 : 広島県広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 3 号館  
 四国支所 : 香川県高松市寿町 1-3-2 高松第一生命ビルディング 5 F  
 九州支所 : 福岡県福岡市南区塩原 2-1-28

(3) 資本金の状況 (単位: 百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	19,072	—	—	19,072
資本金合計	19,072	—	—	19,072

(4) 役員 of 状況

役 職	氏 名	任 期	担 当	経 歴
理事長	安井 至	自: 平成21年 4月 1日 至: 平成25年 3月31日		昭和43年 3月 東京大学工学部合成化学科卒業 48年 3月 東京大学大学院工学系研究科博士課程 修了 工学博士 昭和50~52年 米国レンセラー工科大学博士研究員 平成 2年 7月 東京大学生産技術研究所教授 8年 5月 東京大学国際・産学共同研究センター 、センター長併任 平成 9年 4月 全国産学連携センター協議会会長

				<p>平成15年12月 国際連合大学 副学長</p> <p>平成15年12月 東京大学客員教授</p> <p>平成16年 6月 東京大学名誉教授</p> <p>平成20年 1月 国際連合大学 名誉副学長</p> <p>平成20年 1月 (独) 科学技術振興機構研究開発戦略センター</p> <p>平成20年 4月 同 上席フェロー</p> <p>平成21年 4月 独立行政法人製品評価技術基盤機構 理事長</p>
理事	獅山有邦	<p>自：平成22年 7月31日</p> <p>至：平成24年 7月27日</p>	<p>経営・企画、人事、予算、広報、化学物質管理センター・認定センター</p>	<p>昭和58年 4月 通商産業省 入省</p> <p>平成13年 5月 独立行政法人製品評価技術基盤機構 化学物質管理センター所長</p> <p>平成17年 9月 経済産業省製造産業局 化学物質管理課長</p> <p>平成20年 7月 同 中部経済産業局総務企画部長</p> <p>平成22年 7月 独立行政法人製品評価技術基盤機構 理事（役員出向）</p>
理事	河本光明	<p>自：平成24年 7月28日</p> <p>至：平成25年 3月31日</p>	<p>経営・企画、人事、予算、広報、化学物質管理センター・認定センター</p>	<p>昭和59年 4月 通商産業省 入省</p> <p>平成14年 7月 経済産業省製造産業局化学課 機能性化学品室長</p> <p>平成16年 4月 滋賀県商工観光労働部長</p> <p>平成19年 7月 資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部政策課長</p> <p>平成20年 8月 内閣官房地域活性化統合事務局 参事官</p> <p>平成22年 7月 経済産業省製造産業局 化学物質管理課長</p> <p>平成24年 7月 独立行政法人製品評価技術基盤機構 理事（役員出向）</p>
理事	菊池 久	<p>自：平成21年 4月 1日</p> <p>至：平成25年 3月31日</p>	<p>労務、会計、文書・情報管理、法務・知的財産、バイオテクノロジーセンター・製品安全センター</p>	<p>昭和42年 7月 通商産業省(鶴岡繊維製品検査所米沢出張所) 入省</p> <p>昭和46年 4月 同 横浜繊維製品検査所検査課</p> <p>昭和59年10月 同 通商産業検査所商品テスト部繊維業務課</p> <p>昭和62年10月 同 生活産業局総務課繊維企画官付繊維検査専門職</p> <p>平成 3年 4月 同 通商産業検査所総務部繊維管理課長補佐</p> <p>平成 5年 7月 同 通商産業検査所バイオテクノロジー検査センターバイオテクノロジー検査課長</p> <p>平成 7年10月 同 製品評価技術センター バイオテクノロジーセンター解析技術課長</p> <p>平成13年 1月 独立行政法人 製品評価技術基盤機構 バイオテクノロジーセンター長</p> <p>平成13年 4月 同 バイオテクノロジーセンター所長</p>



				平成15年 4月 同 バイオテクノロジー本部次長 平成16年 6月 同 生活・福祉技術センター所長 平成21年 4月 同 理事
監 事	鈴木孝利	自：平成23年 4月 1日 至：平成25年 3月31日		昭和46年 3月 名古屋大学理学部化学科卒業 昭和46年 4月 住友化学工業(株)入社 平成 7年 6月 千葉工場第三製造部長 平成10年 6月 石油化学業務室部長 平成11年12月 レスポンシブルケア室部長 平成12年12月 ザ・ポリオレフィン・カンパニー出向 (同社取締役) 平成15年 1月 千葉工場副工場長兼生産管理部長 平成16年 6月 執行役員就任 千葉工場長を委嘱 平成20年 5月 執行役員 ペトロケミカルコーポレー ションオブシンガポール従事(同社社 長) 平成23年 4月 独立行政法人製品評価技術基盤機構 監事
監 事	織 朱實	自：平成23年 4月 1日 至：平成25年 3月31日		昭和61年 3月 早稲田大学法学部卒業 平成 2年 1月 東京海上火災保険(株)入社 (企業リス クコンサルティング室副主任) 平成 8年 東京海上リスクコンサルティング(株) 主任研究員 平成13年 東京海上リスクコンサルティング(株) 退社 平成15年 3月 一橋大学大学院法学研究科博士課程修 了(法学博士) 平成15年 4月 関東学院大学法学部 准教授 平成18年 6月 三井化学(株)社外取締役(平成22年ま で) 平成18年 9月 上海大学招聘教授 平成20年 4月 関東学院大学法学部 教授 平成23年 4月 独立行政法人製品評価技術基盤機構 監事(非常勤)

(5) 常勤職員の状況

ナイトの平成24年度末※常勤職員数は408名であり、平成17年度比増減は△3.77%となっている。

なお、常勤職員数の対前年度末増減比は2.77%である。

	平成23年度末	平成24年度末
常勤職員	397名	408名
うち任期付研究員	8名	8名
うち国からの出向者	12名	7名
非常勤職員	148名	145名
出向者	15名	14名

うち国の機関への出向者 13名 13名  
 その他 2名 1名

※年度末・・・当該年度の1月1日における数

### 3. 簡潔に要約された財務諸表

#### ① 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	3,400	流動負債	2,740
現金・預金	3,131	運営費交付金債務	1,196
その他	269	その他	1,544
固定資産	15,390	固定負債	2,580
有形固定資産	15,246	負債合計	5,321
無形固定資産	78	純資産の部	
投資その他の資産	66	資本金	19,072
		政府出資金	19,072
		資本剰余金	▲6,175
		利益剰余金	571
		純資産合計	13,469
資産合計	18,790	負債・純資産合計	18,790

※百万円未満を四捨五入している関係上、合計等の金額について、一致しない場合がある（以下同じ。）。

#### ② 損益計算書

(単位：百万円)

	金額
経常費用 (A)	7,527
業務費	6,644
人件費	3,638
減価償却費	716
その他	2,291
一般管理費	866
人件費	668
減価償却費	56
その他	141
その他	17
経常収益 (B)	7,481
運営費交付金収益等	6,439
自己収入等	1,020
その他	22

臨時損失 (C)	17
臨時利益 (D)	17
前中期目標期間繰越積立金取崩額 (E)	60
当期総利益 (B) - (A) - (C) + (D) + (E)	13

③ キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	1,338
人件費支出	▲ 4,243
運営費交付金収入	6,596
自己収入等	1,269
その他の収入・支出	▲ 2,284
II 投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	▲ 813
III 財務活動によるキャッシュ・フロー(C)	▲ 217
IV 資金増加額 (D=A+B+C)	309
V 資金期首残高 (E)	2,822
VI 資金期末残高 (F=D+E)	3,131

④ 行政サービス実施コスト計算書

(単位：百万円)

	金 額
I 業務費用	6,503
損益計算上の費用 (控除) 自己収入等	7,544 ▲ 1,041
(その他の行政サービス実施コスト)	
II 損益外減価償却相当額	548
III 損益外除売却差額相当額	22
IV 引当外賞与見積額	3
V 引当外退職給付増加見積額	▲ 127
VI 機会費用	276
VII 行政サービス実施コスト	7,226

■ 財務諸表の科目

① 貸借対照表

現金及び預金：現金、預金

その他（流動資産）：ナイトの業務活動から生じる未収金、たな卸資産等

有形固定資産：土地、建物、機械装置、車両、工具、器具及び備品などナイ

トが長期にわたって使用又は利用する有形の固定資産  
無形固定資産：ソフトウェア、電話加入権  
投資その他の資産：権利金、その他  
運営費交付金債務：ナイトの業務を実施するために国から交付された運営費  
交付金のうち、未実施の部分に該当する債務残高  
その他（流動負債）：ナイトの業務活動から生じる未払金及び未払費用等  
その他（固定負債）：資産見返運営費交付金及び資産見返物品受贈額等  
政府出資金：国からの出資金であり、ナイトの財産的基礎を構成  
資本剰余金：国から交付された施設費を財源として取得した資産でナイトの  
財産的基礎を構成するもの  
利益剰余金：ナイトの業務に関連して発生した剰余金の累計額

## ② 損益計算書

業務費：ナイトの業務に要した費用  
人件費：給与、賞与、法定福利費等、ナイトの役職員等に要した経費  
減価償却費：業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費  
用として配分する経費  
財務費用：支払利息  
運営費交付金収益：国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識し  
た収益  
自己収入等：手数料収入、受託収入などの収益  
臨時損益：固定資産の除売却損益  
前中期目標期間繰越積立金取崩額：前中期目標期間において今中期目標期間  
に繰越が認められた積立金の取崩し

## ③ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：ナイトの通常の業務の実施にかかる資  
金の状態を表し、サービスの提供等  
による収入、原材料、商品又はサービス  
の購入による支出、人件費支出等  
投資活動によるキャッシュ・フロー：将来に向けた運営基盤の確立のため  
に行われる投資活動にかかる資金の状  
態を表し、固定資産の取得・売却等  
による収入・支出等、資金の調達及び返済  
など  
財務活動によるキャッシュ・フロー：借入れ・返済による収入・支出等、資  
金の調達及び返済など

#### ④ 行政サービス実施コスト計算書

業務費用：ナイトが実施する行政サービスのコストのうち、ナイトの損益計算書に計上される費用から自己収入を控除した額

損益外減価償却相当額：償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産の減価償却費相当額（損益計算書には計上していないが、累計額は貸借対照表に記載されている）

損益外除売却差額相当額：償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産の除売却差額相当額（損益計算書には計上していないが、累計額は貸借対照表に記載されている）

引当外賞与見積額：財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな場合の賞与引当金見積額（損益計算書には計上していないが、仮に引き当てた場合に計上したであろう賞与引当金見積額を貸借対照表に注記している）

引当外退職給付増加見積額：財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな場合の退職給付引当金増加見積額（損益計算書には計上していないが、仮に引き当てた場合に計上したであろう退職給付引当金見積額を貸借対照表に注記している）

機会費用：国の財産を無償又は減額された使用料により賃貸した場合の本来負担すべき金額など

## 4. 財務情報

### (1) 財務諸表の概況

#### ① 経常費用、経常収益、当期総損益、資産、負債、利益剰余金、キャッシュ・フローなどの主要な財務データの経年比較・分析（内容・増減理由）

（経常費用）

平成24年度の経常費用は、7,527百万円と前年度比83百万円増（1.1%増）となっている。

（経常収益）

平成24年度の経常収益は、7,481百万円と前年度比29百万円増（0.4%増）となっている。

（当期総損益）

平成24年度の当期総利益は、13百万円と前年度比123百万円減（90.3%減）となっている。これは、上記の経常損失46百万円から固定資産除却損の臨時損失17百万円を引き、固定資産売却益等の臨時利益17百万円を加え、前中期目標期間繰越積立金取崩額60百万円を加えた結果であ

る。

#### (資産)

平成24年度末現在の資産合計は、18,790百万円と前年度末比178百万円減(0.9%減)となっている。これは、現金預金が309百万円増加した一方で、固定資産の減価償却が進行したことが主たる要因である。

#### (負債)

平成24年度末現在の負債合計は、5,321百万円と前年度末比384百万円増(7.8%増)となっている。これは、独立行政法人産業技術総合研究所から特許寄託業務を承継したこと等で長期前受金が263百万円増加したことが主たる要因である。

#### (利益剰余金)

平成24年度末現在の利益剰余金は、571百万円と前年度末比537百万円減(48.4%減)となっている。これは、利益剰余金の前中期目標期間繰越積立金の取崩で550百万円減少したことによるものである。

#### (業務活動によるキャッシュ・フロー)

平成24年度の業務活動によるキャッシュ・フローは、1,338百万円と前年度比1,348百万円増(13,671.4%増)となっている。これは、国家公務員の給与の臨時特例に関する法律の影響により人件費支出が359百万円減少したこと、独立行政法人産業技術総合研究所から特許寄託業務を承継したこと等で手数料等収入が278百万円増加したこと、平成23年度には、国庫納付金の支払額として、第2期中期目標期間で繰越が認められなかった839百万円を国庫に納付していたことが主たる要因である。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

平成24年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、▲813百万円と前年度比113百万円減(16.2%減)となっている。これは、固定資産の取得による支出が増加した一方で、施設費による収入が増加したことが主たる要因である。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

平成24年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、▲217百万円と、前年度比26百万円減(13.5%減)となっている。これは、新規のファイナンス・リース契約が増加したことが主たる要因である。

表 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
経常費用	9,159	8,458	8,514	7,444	7,527
経常収益	9,377	8,982	9,726	7,452	7,481
当期総利益（▲は損失）	284	532	1,201	136	13
資産	19,952	21,104	20,506	18,968	18,790
負債	5,427	6,414	5,115	4,937	5,321
利益剰余金	333	804	1,966	1,108	571
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,685	1,803	784	▲10	1,338
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲192	▲337	▲1,039	▲699	▲813
財務活動によるキャッシュ・フロー	▲200	▲204	▲304	▲191	▲217
資金期末残高	3,020	4,282	3,723	2,822	3,131

注1 第二期中期目標期間は平成22年度までであり、平成23年度からは第三期中期目標期間となる。

注2 対前年比において、当期総利益が変動をしている主たる要因は、平成23年度の講習関係業務で利益が出ていたためである。

注3 対前年比において、利益剰余金が変動をしている主たる要因は、中期目標期間繰越積立金を550百万円取り崩したためである。

注4 対前年比において、業務活動によるキャッシュ・フローが変動している主たる要因は、手数料等収入が増加した一方で、運営費交付金収入の減少及び業務経費及び一般管理経費支出が減少したためである。

注5 対前年比において、投資活動によるキャッシュ・フローが変動している主たる要因は、固定資産の取得による支出が増加したためである。

## ② セグメント事業損益の経年比較・分析（内容・発生理由）

製品安全分野の事業損益は、▲2百万円と前年度比4百万円増（66.7%増）となっている。これは、東日本大震災の影響を踏まえた関連施設・設備の増強等のために第2期中期目標期間から繰越をした財源による費用の発生及び受託事業で購入した資産の減価償却費の増加が主たる要因である。

化学物質管理分野の事業損益は7百万円と前年度比85百万円増（109.0%増）となっている。これは、不用物品売却による雑益、東日本大震災の影響を踏まえた関連施設・設備の増強等のために第2期中期目標期間から繰越をした財源による費用及び受託事業で購入した資産の減価償却費の減少が主たる要因である。

バイオテクノロジー分野の事業損益は、▲14百万円と前年度比3百万円増（16.0%増）となっている。これは、東日本大震災の影響を踏まえた関連施設・設備の増強等のために第2期中期目標期間から繰越をした費用の発生及び受託事業で購入した資産の減価償却費の減少が主たる要因である。

適合性認定分野の事業損益は、0百万円と前年度比5百万円増（105.3

%増)となっている。これは、東日本大震災の影響を踏まえた関連施設・設備の増強等のために第2期中期目標期間から繰越をした財源による費用の発生が主たる要因である。

講習関係業務の事業損益は、▲38百万円と前年度比123百万円減(144.5%減)となっている。これは講習業務の赤字補てんのために第2期中期目標期間から繰越をした財源による費用の発生が主な要因である。

表 事業損益の経年比較

(単位：百万円)

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
製品安全分野	▲32	▲30	▲11	▲6	▲2
化学物質管理分野	1	▲1	3	▲78	7
バイオテクノロジー分野	▲43	▲39	▲13	▲16	▲14
適合性認定分野	0	0	1	▲5	0
講習関係業務	291	595	126	85	▲38

注 第二期中期目標期間は平成22年度までであり、平成23年度からは第三期中期目標期間となる。

③ セグメント総資産の経年比較・分析(内容・増減理由)

製品安全分野の総資産は、3,258百万円と前年比99百万円減(2.9%減)となっている。

化学物質管理分野の総資産は、1,677百万円と前年比304百万円減(15.3%減)となっている。

バイオテクノロジー分野の総資産は、7,933百万円と前年比39百万円増(0.5%増)となっている。

適合性認定分野の総資産は、1,147百万円と前年比23百万円減(1.9%減)となっている。

講習関係業務の総資産は、178百万円と前年比89百万円減(33.2%減)となっている。

総資産が全体的に減少しているのは、不要な固定資産の除売却が主たる要因である。

表 総資産の経年比較

(単位：百万円)

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
製品安全分野	2,803	3,738	3,617	3,357	3,258
化学物質管理分野	1,834	1,570	1,900	1,981	1,677
バイオテクノロジー分野	9,891	8,950	8,412	7,894	7,933
適合性認定分野	854	992	1,275	1,169	1,147
講習関係業務	238	264	234	267	178

注 第二期中期目標期間は平成22年度までであり、平成23年度からは第三期中期



目標期間となる。

④ 目的積立金の申請、取崩内容等

当期は当期総利益 1 3 百万円を計上したが、目的積立金の申請はしていない。前中期目標期間繰越積立金取崩額 6 0 百万円は、以下の費用等に係る金額を取り崩したことによるものである。

- ・ 第 1 期及び第 2 期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、第 3 期中期目標期間へ繰り越した固定資産の減価償却に要する費用
- ・ 東日本大震災の影響を踏まえた関連施設・設備の増強等のための費用
- ・ 電気工事法に基づく講習業務の損失補てんのための費用

⑤ 行政サービス実施コスト計算書の経年比較、分析（内容・増減理由）

平成 2 4 年度の行政サービス実施コストは、7, 2 2 6 百万円と前年度比 1 4 1 百万円減（1. 9 % 減）となっている。これは、業務費用が 6 1 百万円増加した一方で、引当外退職給付増加見積額が 1 7 1 百万円及び機会費用が 7 0 百万円減少したことが主たる要因である。

表 行政サービス実施コストの経年比較 (単位：百万円)

区 分	2 0 年度	2 1 年度	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度
業務費用	6, 921	6, 121	7, 123	6, 442	6, 503
うち損益計算書上の費用	9, 191	8, 559	8, 588	7, 475	7, 544
うち自己収入	▲2, 270	▲2, 438	▲1, 464	▲1, 033	▲1, 041
損益外減価償却相当額	553	744	562	552	548
損益外減損損失相当額	—	—	—	—	—
損益外除売却差額相当額	—	—	3	6	22
引当外賞与見積額	▲34	▲21	▲10	▲24	3
引当外退職給付増加見積額	▲154	▲47	▲91	44	▲127
機会費用	390	420	389	346	276
行政サービス実施コスト	7, 676	7, 216	7, 977	7, 367	7, 226

注 1 第二期中期目標期間は平成 2 2 年度までであり、平成 2 3 年度からは第三期中期目標期間となる。

注 2 業務費用の増加については、損益計算書上の費用の減少が要因である。

注 3 損益外減価償却相当額の減少については、現物出資固定資産を除却したことが主たる要因である。

注 4 損益外除売却差額相当額の増加については、現物出資固定資産を除却したことが主たる要因である。

注 5 引当外退職給付増加見積額の減少については、国家公務員退職手当法の改正による退職手当支給見積額の減少が主たる要因である。

注 6 機会費用の減少については、政府出資等の機会費用の計算に使用した 1 0 年利付

国債の利率の減少が主たる要因である。

(2) 施設等投資の状況 (重要なもの)

- ① 当事業年度中に完成した主要施設等  
 生物遺伝資源保存施設空冷ヒートポンプチラー更新工事(確定額 12百万円)  
 生物遺伝資源保存施設自家発電装置改修工事(確定額 128百万円)  
 生物遺伝資源保存施設外壁塗装改修工事(確定額 15百万円)
- ② 当事業年度中において継続中の主要施設等の新設・拡充  
 東北支所庁舎復旧(交付決定額 228百万円)
- ③ 当事業年度中に処分した主要施設等  
 該当なし。

(3) 予算・決算の概況 (単位：百万円)

区 分	20年度		21年度		22年度	
	予 算	決 算	予 算	決 算	予 算	決 算
収 入						
運営費交付金	7,466	7,466	7,392	7,392	7,155	7,155
施設整備費補助金	120	117	265	246	0	105
受託収入	316	594	248	375	203	313
講習関係収入	1,231	1,680	1,792	1,707	875	697
その他収入	205	249	181	227	194	220
支 出						
業務経費	6,391	5,894	6,369	6,078	6,332	7,020
施設整備費補助金	120	117	265	246	0	105
受託経費	316	593	248	375	203	313
講習関係経費	1,106	1,160	1,392	1,254	820	812
一般管理費	1,280	1,030	1,204	986	1,017	920
区 分	23年度		24年度		差 額 理 由	
	予 算	決 算	予 算	決 算		
収 入						
運営費交付金	7,040	7,040	6,829	6,596	国の予算減額に伴う減	
施設整備費補助金	29	27	283	65	次年度繰越に伴う減	
受託収入	81	299	271	255		
講習関係収入	364	405	364	407	受講者の増	
その他収入	265	342	279	549	IPOD移管に伴う長期前受金の増	
支 出						
業務経費	6,320	5,745	7,011	6,119	給与減額特例措置による減を含む	
施設整備費補助金	29	27	283	65	次年度繰越に伴う減	
受託経費	81	298	271	257		
講習関係経費	347	321	712	528	経費の減	
一般管理費	985	924	853	869	経費の増	

注1 第二期中期目標期間は平成22年度までであり、平成23年度からは第三期中期目標期間となる。

注2 予算区分及び予算額については、当該年度の年度計画に記載されている予算区分及び予算金額を記載。（前中期目標期間繰越積立金取崩額を除く）

注3 決算額の収入については、現金預金の収入額に期末の未収金等の額を加減したものを記載。

注4 決算額の支出については、現金預金の支出額に期末の未払金等の額を加減したものを記載。

注5 決算額の支出のうち業務経費、一般管理費及び講習関係経費には、前中期目標期間繰越積立金を充当すべき業務に係る支出を含む。

#### (4) 経費削減及び効率化目標との関係

##### ① 経費削減及び効率化目標

ナイトにおいては、運営費交付金を充当する業務については、業務経費について、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、第三期中期目標の期間中、平均で前年度比1%以上の削減を行うとともに、一般管理費については、第三期中期目標期間中、平均で前年度比3%以上の削減を行う。また、新たに発生又は業務量の増加が見込まれるものについても、効率的な業務の運営を図ることにより、運営費交付金の増大の抑制に努めることを目標としている。

このような資金的制約の下、国民生活、社会経済上の要請や行政ニーズに的確に対応していくため、民間で実施可能なものは積極的にアウトソーシングし、外部人材の活用等を進め、国との的確な役割分担の下、ナイトが真に担うべき事務及び事業に特化して、より一層の効率化を図ることとしているところである。

##### ② 上記目標の第二期中期目標期間及び平成23～24年度における推移

#### 第二期中期目標期間及び平成23～24年度

(単位：百万円)

区分	18年度		19年度		20年度		21年度		22年度	
	金額	前年度比率	金額	前年度比率	金額	前年度比率	金額	前年度比率	金額	前年度比率
一般管理費	1,325	—	1,222	▲7.8	1,030	▲15.7	986	▲4.3	920	▲6.7
業務経費	6,349	—	6,307	▲0.7	5,894	▲6.5	6,078	3.1	7,020	15.5
区分	23年度		24年度							
	金額	前年度比率	金額	前年度比率						
一般管理費	924	0.4	869	▲6.0						
業務経費	5,745	▲18.2	6,119	6.5						

## 5. 事業の説明（セグメント情報）

### （1）財源構造

ナイトの経常収益は7,481百万円（前年度7,452百万円）で前年度比29百万円の増となっている。これは主に、運営費交付金収益（資産見返戻入分を含む）が21百万円増加し、講習関係業務収入が71百万円増加した一方で、雑益が40百万円減少したことによる。

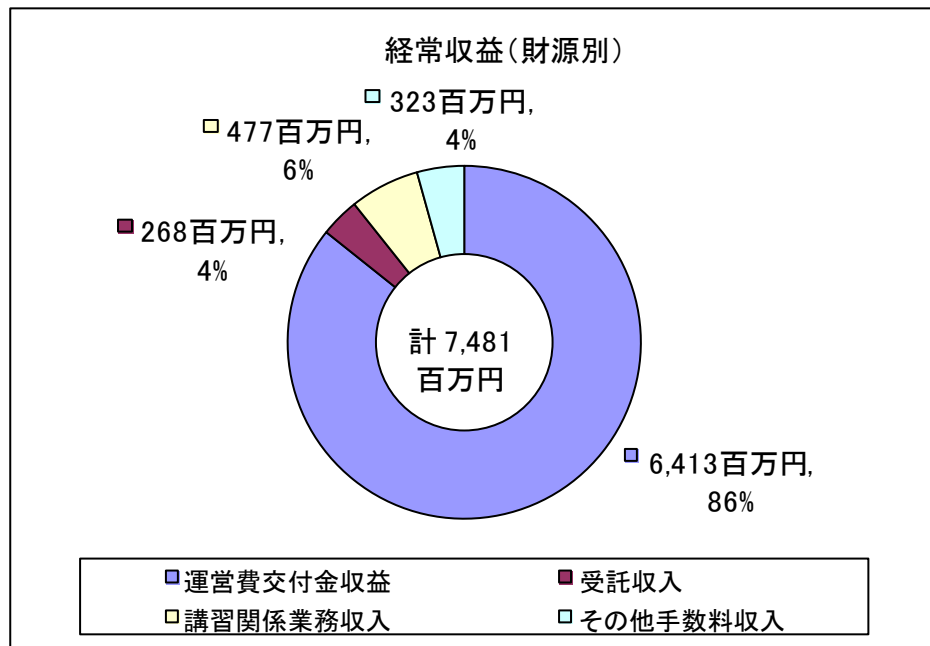
経常収益の内訳は運営費交付金収益（資産見返戻入分を含む）が6,413百万円（経常収益の86%）、受託収入が268百万円（同4%）、講習関係業務収入が477百万円（同6%）、その他手数料等収入が323百万円（同4%）となっている。

運営費交付金収益が収益全体の86%を占めているが、これはナイトの業務の大部分が法律に基づく規制の執行及びその技術的支援を担っていることによる。

受託収入は、268百万円で前年度比14百万円の減となっている。これは主に、前年度で終了した受託事業（前年度実績計62百万円）があったこと、またそのほかの継続受託事業についても昨年度に比して計40百万円の実績額の減少があったこと、さらに新規の受託事業（実績計88百万円）が挙げられる。

講習関係業務収入は、477百万円となっており、前年度比71百万円の増となっているが、これは、受講者数が5年周期で大きく変動するためである。

なお、講習関係業務は、電気工事士法及び特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく講習受講者からの受講料等、講習関係業務収入のみを資金として実施している。



財源構造の推移

(単位：百万円)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
運営費交付金収益	7,062	6,499	8,228	6,392	6,413
受託収入	594	375	313	282	268
講習関係業務収入	1,449	1,852	951	406	477
手数料等収入	219	208	195	284	275
その他	53	48	39	88	48
経常収益合計	9,377	8,982	9,726	7,452	7,481

## (2) 財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明

### ア 製品安全分野

製品安全分野では、輸入品を含めた製品安全の社会的リスク（特に、高齢者・子供が被害を受けることとなる製品事故のリスク）を低減するため、製品事故の再発防止から未然防止に向けた取組みを強化すること等により、国民と事業者との間に立って情報提供や技術的支援を行うとの立場から、

- a) 事故情報の収集・分析の迅速化・重点化（リスク評価・分析の実施）、信頼性向上
- b) 安全レベルの質的向上（事故原因の解析、高齢者や子供等の行動分析によるリスク評価、ヒヤリ・ハット情報の収集、各種情報提供）
- c) 技術基準・規格等の提案活動の強化
- d) 製品安全に係る法執行・支援業務の的確な実施等

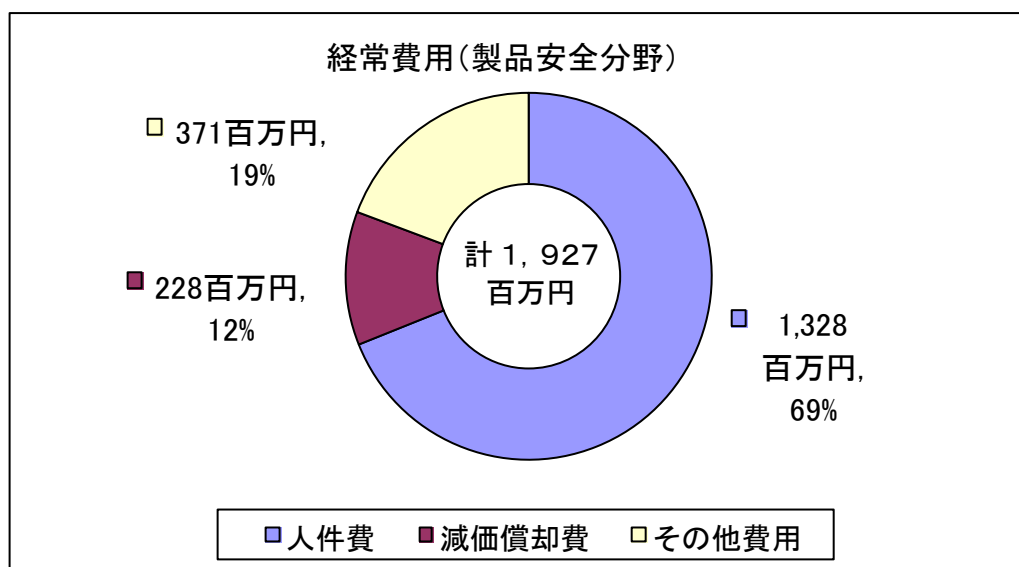
に取り組んでいる。

同分野の事業の財源は、運営費交付金収益1,886百万円（運営費交付金収益及び資産見返交付金戻入の合計、以下同じ。）、自己収入等39百万円となっている。

自己収入の大部分は受託収入である。

同分野の事業に要する費用は、1,927百万円で対前年度比7.5%の減となった。

なお、製品事故調査・原因究明に必要な人員及び設備機器等を多く抱えており、費用の内訳において以下のとおり減価償却費及び人件費の割合が大きくなっている。



## イ 化学物質管理分野

化学物質管理分野では、製品由来によるものを含め、化学物質の人の健康や環境に影響する社会的リスクを低減するため、国民の安全レベルの質的向上等を図る観点から、持続可能な開発に関する世界首脳会議での合意を念頭に置きながら、化学物質管理法令の法執行・支援業務を主軸として、

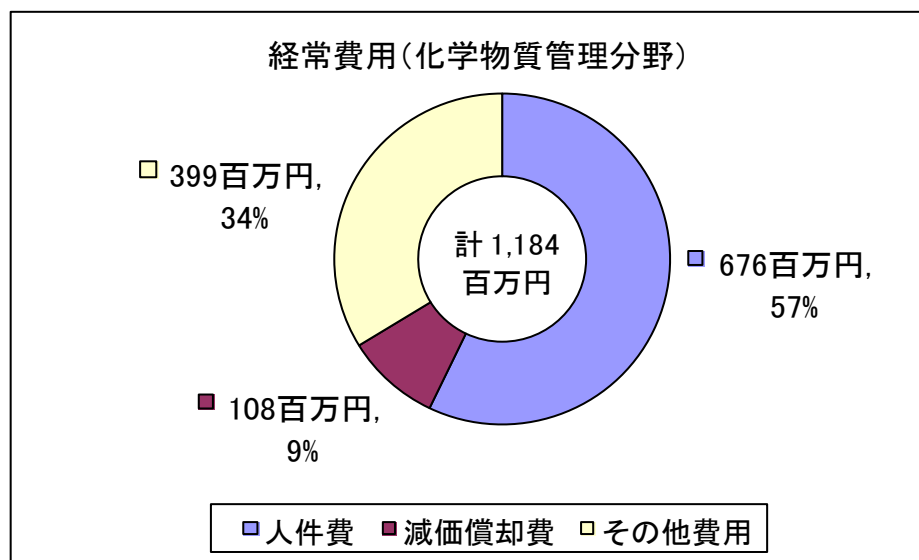
- a) リスク評価に基づく化学物質の管理
- b) 化学物質の排出等に係る事業者の自主管理の促進
- c) 化学兵器に係る国際約束の担保
- d) 化学物質管理情報の整備、提供の強化等に取り組んでいる。

同分野の事業の財源は、運営費交付金収益 1, 1 1 2 百万円、自己収入等 7 9 百万円となっている。

自己収入の大部分は受託収入である。

同分野の事業に要する費用は、1, 1 8 4 百万円で対前年度比 7. 8 % の減となった。

なお、費用の内訳は、他の分野に比べ施設・設備等を保有していないため、減価償却費の割合が小さく、その他費用（情報システム関係のリース費用、調査・役務等に係る外部委託費用など）の割合が大きい支出構造となっている。



## ウ バイオテクノロジー分野

バイオテクノロジー分野では、遺伝子組換え生物を含む微生物を産業利用する際の安全性確保に係る社会的リスク、有用生物遺伝資源の安定供給に係る社会的リスク、及び生物多様性の確保に係る社会的リスクを低減し、安全性を確保した産業利用の促進を図るため、中核的な生物遺伝資源機関としての立場から、その有する微生物の分類・同定技術やゲノム解析技術等を活用し、

- a) バイオテクノロジーの産業利用のための安全性確保（遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の執行・支援業務の高度化、微生物によるバイオレメディエーション利用指針に基づく事業者が行うモニタリング等に対する技術的支援 等）
- b) 国内外の有用な生物遺伝資源の安全かつ安定的な供給
- c) 海外生物遺伝資源に対するアクセスルートの確保
- d) 特許微生物に係る寄託業務

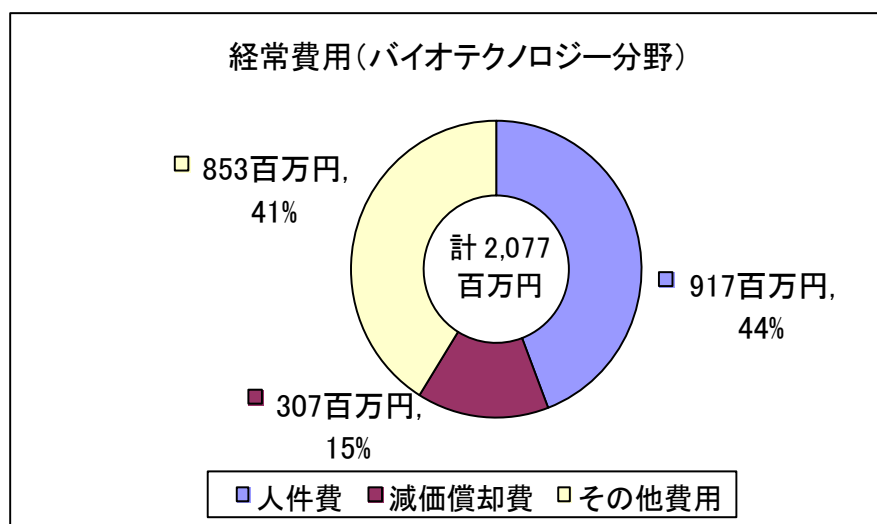
に取り組んでいる。

同分野の事業の財源は、運営費交付金収益 1, 7 5 1 百万円、自己収入等 3 1 3 百万円となっている。

自己収入の内容は主に、受託収入及び微生物分譲に係る収入である。

同分野の事業に要する費用は、2, 0 7 7 百万円で対前年度比 7. 6 % の増となった。

なお、他の分野に比べ微生物の保存・分譲等に必要な設備機器等を多く抱えており、以下のとおり、他の事業に比べて減価償却費の割合が大きい支出構造となっている。





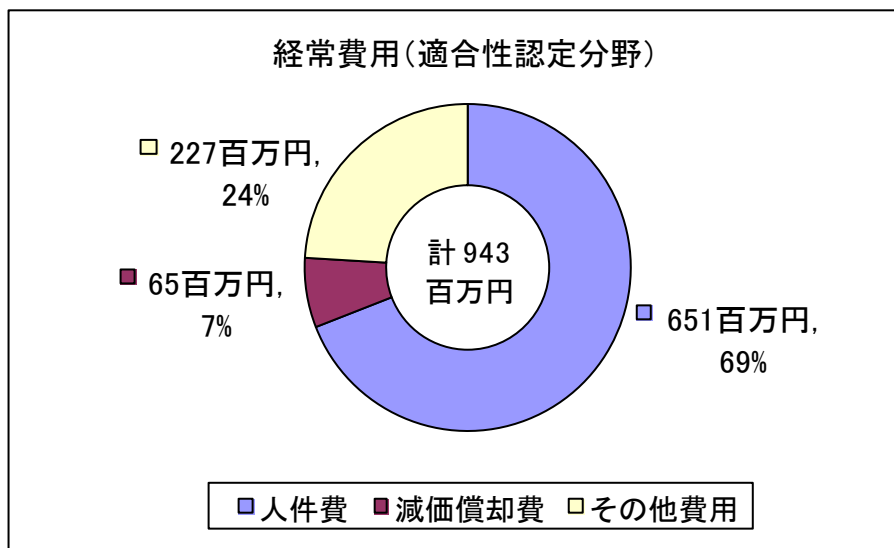
## エ 適合性認定分野

適合性認定分野で想定される、計量・計測の不正確さが招く社会的リスク、経済のボーダレス化に伴う輸入品の安全性の社会的リスク、技術革新に伴う新技術製品の安全性の社会的リスク、及び輸出製品の海外規制等に対する社会的リスクを低減するため、ナイトは、製品事故の未然防止、取引の円滑化等に貢献すべく、新たな分野の認定ニーズを含めた社会的要請に積極的に対応する観点から、

- a) 製品事故の未然防止、取引の円滑化等への貢献（工業標準化法・計量法・製品安全4法等の法執行・支援業務、地球温暖化対策や環境測定等の分野を含めた計量・計測の信頼性確保のニーズ、国際的な試験所認定のニーズ、新規分野での認定ニーズなどに対する調査、及びこれらニーズに関連する認定システムの提供）
- b) 我が国の中核認定機関としての信頼性の向上等
- c) 標準物質に係る情報提供に取り組んでいる。

同分野の事業の財源は、運営費交付金収益796百万円、自己収入等（手数料収入）147百万円となっている。

なお、同分野の事業に要する費用は、943百万円で対前年度比4.1%の減となった。費用の内訳は他の分野に比べ人件費の割合が大きい支出構造となっている。



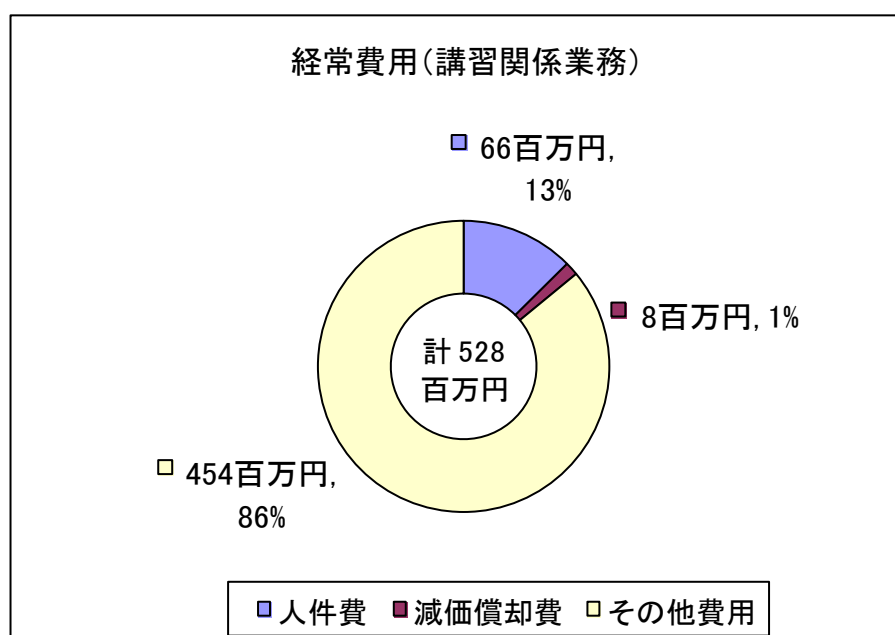
#### オ 講習関係業務

講習関係業務では、電気工事士法に基づく講習関係業務及び特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく講習関係業務を実施している。

同業務の財源は、講習受講者からの受講料等で、同業務は自己収入490百万円と前中期繰越積立金取崩39百万円によって賄われている（昨年度（平成23年度）は406百万円の収益を計上）。

同業務に要する費用は、528百万円で対前年度比64.5%の増となった。これは、昨年度の電気工事士法に基づく講習関係外部委託の経費が低入札で抑えられたこと及び講習業務の移管に伴う経費の増のためである。

なお、費用の内訳は、その他費用が86%を占めているが、これは主に外部委託及び講師謝金による費用である。



## 6. 当該事業年度の業務の実施状況

### 6. 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置

#### A. 各分野における業務の質の向上のための取組み

##### A-1. 製品安全分野

#### 1. 製品事故の再発防止から未然防止に向けた取組みの強化

##### (1) 事故情報の収集・分析の迅速化・重点化、信頼性向上

##### ① 事故情報の収集、関係機関との連携強化

- ・3,595 件の事故情報を収集した。平成 23 年度比 20.7%減少、特に、事業者等からの事故情報が減少した。

年 度	事故収集件数 (注 1)	内 訳 (件)				
		事業者等	経済産業省	消費生活 センター	消防・ 警察	その他 (注 2)
24 年度	3,595	1,479	1,251	502	273	90
23 年度	4,535	2,307	1,415	529	255	29

注 1：事故収集件数は、のべ数であり、重複案件を含む。

注 2：その他は、自治体、病院等からの通知及び WEB を含む新聞情報

- ・消防庁から全国の消防機関に対し、消防法改正に伴う資料提出命令権等の行使によって得られた情報について、ナイトを含む関係行政機関から情報の提供を求められた場合には、必要な対応を行い協力するよう求める通達が発出された（注）ことから、ナイトが全国の消防機関及び警察を訪問し、製品事故に関する情報交換が適切に実施される体制を整備した結果、収集件数が 273 件と増加した。

（注）平成 24 年 10 月 19 日付「消防法の一部を改正する法律等の運用について」

- ・全国の消防機関、警察及び消費生活センターを訪問し、地域の関係機関と連携を強化した（消防機関 167 件、警察 67 件、消費生活センター 165 件）。
- ・消費者団体、消費生活センター、消防、業界団体などへの講師派遣数 125 件で受講者総数 7,941 人。
- ・発火燃焼案件にかかる調査については燃焼技術センターを中心に重点的に取り組み、消防等外部機関との合同調査（合同鑑識）についても支所と燃焼技術センターが連携して効果的に実施した。また、燃焼技術センターでは支所等への発火燃焼案件にかかる技術支援（個別案件支援、熔融痕解析、発火燃焼再現実験、技術継承研修）を実施した。さらに、消防機関等との連携強化を図るため、消防機関の火災調査職員の受入研修を（4 回、消防機関からの参加人員 193 名）実施するなど更なる連携強化を図った。
- ・発火燃焼を伴う製品事故が多い（重大事故の約 7 割）ことから、その原因究明能力向上を図るため、実験施設・設備の検討を行い、平成 25 年度末竣工に向けた施設設

計を実施するとともに、リチウムイオン電池使用製品等の発火燃焼事故原因究明のための試験設備についての検討を併せて行った。

## ② 高齢者や子供に関する事故情報収集の強化

- ・消費者庁に5月1日、12月22日の2回訪問し、医療機関ネットワーク情報の収集状況、収集内容を聞き取りし、事故情報の提供を要請したが入手できなかったため、再度要請を検討する。
- ・さらに、他の医療機関情報から動向解析を実施し、事故が多発している高齢者・乳幼児製品について安全設計の観点から問題がないかを検討した。

## ③ 事故情報に基づく調査等

### ア. 現場確認・事故品確認

- ・重大製品事故調査の事故品確認・入手494件（このうち、事故品入手390件）、現場調査14件、消防・警察との合同調査162件
- ・非重大製品事故調査の事故品確認・入手596件（このうち、事故品入手558件）、現場調査8件、消防・警察との合同調査52件
- ・現場及び事故品の確認が適切に実施できるよう、全国の消防機関、警察及び消費生活センターを訪問し、地域の関係機関と連携を強化した（消防機関167件、警察67件、消費生活センター165件）。

### イ. リスク分析

- ・収集した事故情報3,595件のうち、3,247件についてリスク分析（R-Map手法）を実施。リスク分析の結果に基づき、B3領域以上（リコールを含む製品側の対策が必要な案件）の事故情報について調査を優先しB2領域以下の案件は、事業者の報告内容の妥当性を確認して速やかに調査を完了
- ・重大製品事故1,210件について個々のリスク分析を行い、うち812件がB3領域以上であることを見出し、その結果を経済産業省に報告し、事故の未然・再発防止に寄与

### ウ. 外部有識者の知見の活用

- ・製品事故調査員は、平成23年度33名から平成24年度40名に増員

### エ. 横断的分析のための情報の収集

- ・経年劣化部品の調査様式を活用し、製品の製造年月等経年劣化情報の収集に努めた。

オ. その結果、3か月以内の調査終了率は、82.0%であった。

## ④ 事故原因の究明、再発防止措置等

### ア. 原因究明手法開発

- ・基板母材・絶縁材のトラッキング痕跡解析技術（燃焼技術センター）

エアコン洗浄剤、水道水等の滴下物を用いて実験を行い、挙動を観察し、痕跡サンプルを作製した。更に、二次被熱サンプルの作製を行い、それぞれの解析を行って傾向や特徴について整理し、3カ年の最終報告書を取りまとめた。

- ・燃焼基礎データの収集・整備（燃焼技術センター）

ダイオードの過電圧、過電流による破壊痕跡データの収集、フィルムコンデンサの被熱痕跡データの収集を行ったほか、これまでに蓄積した燃焼関係報告書、技術

データ等にキーワードを付してファイル化した。

- ・電気製品の低銀鉛フリーはんだの信頼性の調査（中部支所）
    - (a)銀の含有率が 3%、1%、0.3%の鉛フリーはんだを用い、その性能を比較調査するため、冷熱サイクル試験後（250、500、1000、3000 サイクル）の接合強度試験及び断面観察、マイグレーション試験を実施
    - (b)事故 DB からはんだが事故原因に関係した案件について、平成 14 年度～平成 23 年度までの 580 件を抽出し、原因区分別、品目別、使用期間別の集計を実施
    - (c)市販の鉛フリーはんだ及び鉛フリーはんだの認証標準物質を購入し、ICP 発光分析により成分分析を実施
- 以上(a)～(c)について、中間結果をとりまとめ、進捗状況報告書を作成した。
- ・製品からの VOC 等放散による事故原因究明技術の強化（北陸支所）

大形チャンバーを用いて、家具等から放散される VOC 等を測定し、そのデータを委員会（2 回開催）に報告するとともに、一部の試料について「におい」の官能評価を実践し、測定結果との関係性を確認するなど、調査分野の拡充を図った。これらを取りまとめた報告書（案）を作成した。
  - ・プラスチックの標準劣化サンプルの作成手法（北陸支所）

昨年度試験を終了し、今年度は報告書を取りまとめ、所内で情報を共有した。
  - ・ドラム式走行試験機による自転車破損データ収集（九州支所）

平成 25 年度から実施予定の「ドラム式走行試験機による自転車破損データ収集」についての予備調査を実施した。

#### イ. JISQ17025

- ・JISQ17025 マネジメントシステムのうち、第 1 次・第 2 次文書(計 22 文書)の見直しを行い、1 文書を統合して計 21 文書の改正版を発行。

主な改正点：①17025 適用部署及び適用試験の追加（製品安全センター技術業務課「電気用品の技術上の基準を定める省令」に基づく電気関係の温度上昇試験）②法人文書管理の改正に伴う見直し③17025 マネジメントシステム業務効率化のための改正（記録様式を共通管理するものと状況に応じて各所で設定するものとに区分して規定、煩雑な不適合業務処理及び是正処置の簡易化など）
- ・自己適合宣言の対象試験を担当する新規要員（4 名）に対し、内部研修を実施した。
- ・計測の基礎研修（4 名：5・6 月）、JISQ17025 内部監査要員の養成研修（4 名：10 月）、計測における不確かさ研修中・上級コース（2 名：12 月）を実施。要員のスキルアップを図り、得られた知見は関連業務に活用。
- ・製品安全業務に携わる職員に対し「計測における不確かさの評価（中級）基礎～応用」研修を 11 月に開催（参加者 23 人）
- ・内部監査を実施。（2～3 月、対象は中部支所、製品安全センター大阪、製品安全センター東京、燃焼技術センター、九州支所及び北陸支所）試験手順書改正等の改善処置を実施。
- ・試験設備管理状況調査を継続するとともに、JIS 規格の管理及び有効活用のためキ

- ーワード検索機能を設定した規格一覧表を作成。（電気・電子分野、一般機械分野）
- ・マネジメントレビュー及び品質管理会議（3月）を実施。平成24年度の17025マネジメントシステムに基づく業務実績を報告し、今後の業務方針等を決議した。

（マネジメントレビュー及び品質管理会議決議事項）

JISQ17025の継続した改善活動の継続、新年度の試験グループ全体研修計画、他

## （2）安全レベルの質的向上

### ① 事故情報リスク分析等

- ・平成24年度に調査が終了した事故情報2,876件を公表。
- ・経年劣化による製品の故障発生状況を整理するため平成22年度に作成した経年劣化事故の多い製品27品目のバスタブカーブ（製品の時間経過に伴う故障率の変化を表示した曲線）について、平成23年度に公表した事故情報4,161件から当該品目に関する情報を抽出し、プロットデータを追加して精度の向上を行った。
- ・平成23年度に新たに経年劣化に起因すると判断された事故、171件（重大：85件、非重大：86件）を昨年度作成した経年劣化データベースに追加し、製品事故の未然・再発防止対策検討の基礎となる安全設計基盤を整備。
- ・上記経年劣化データベースと経年劣化事故の多い製品のFTA結果等をナイトのイントラに掲載し、事故調査の補助情報として本部・支所の事故調査部署へ提供し、事業者対応時に使用。
- ・東日本大震災後、これまでと異なる使用条件・使用頻度が原因で事故の発生が危惧される製品として、携帯発電機、自転車、ガス燃焼機器及び石油燃焼機器について、R-Map分析やFTA等のリスクアセスメント手法に併せて、テキストマイニングによる情報分析、傾向予測を試みた結果を経済産業省に報告した。
- ・ハンドル型電動車いすについては、事故情報の分析結果をふまえて、ヒューマンインタフェースの観点から、高齢者による被験者実験を実施し、問題点と対策を経済産業省に提案。
- ・誤使用・不注意事故全般を対象として、テキストマイニングによる横断的分析の施行に向けて、検討を開始した。

### ② ヒヤリハット情報の収集状況

- ・家電量販店との協力協定を更新し、家電量販店から提供を受ける修理受付情報の範囲を拡大。データ分析の結果を家電量販店へ提供し、修理受付情報を基にヒヤリハット情報の抽出手法を検討。
- ・ヒヤリハット情報得るための窓口拡大に向け、日本生活協同組合との協議を開始。

### ③ 海外の関係機関との連携

- ・CPSC 主席補佐官がナイト東京を訪問。日本のガス機器の安全装置等について意見交換。
- ・CAIQ がナイト大阪を訪問。ナイトから提供しているリコール情報の活用状況等について意見交換。また、ナイトのリコール情報に基づき、中国国内の事業者調査を実施。その結果をCAIQに連絡し、必要に応じ中国政府による製品管理などの措置を要

請。

- ・AQSIQ が研修のためナイト大阪を訪問予定であったが中止。
- ・日中製品安全協議（METI-AQSIQ、ナイト、CAIQ も参加）及びナイト-CAIQ の定期会合を中部支所で開催予定であったが中止。
- ・2月26日～3月1日、米国で開催された ICPHSO 会議及び ICPSC 会議に 2 人出席し、海外製品安全情報を収集し、経済産業省製品安全課に報告。
- ・台湾経済部標準検閲局（BSMI）から製品事故調査にかかる研修依頼があり、3月5日～7日で実施予定であったが、先方の都合で来年度に延期。
- ・海外リコール情報を収集し、日本で販売されている可能性を調査・付加し、経済産業省に 48 件の情報を提供。その結果、日本で販売されている輸入製品（24 件）のうち 6 件（25%）が日本でのリコール等の措置に繋がり、未然防止に貢献。
- ・事故情報データベースの英文化を実施、順次更新。

注）CPSC：米国消費者製品安全委員会

CAIQ：中国検閲検疫科学研究院

AQSIQ：中国国家質量監督検閲検疫総局

ICPHSO：国際消費者製品健康安全機構

ICPSC：国際消費者製品安全規制担当者コーカス

#### ④ 事故の未然・再発防止のための情報提供等

- ・「生活安全ジャーナル」（Web 版）を発行。事故防止注意喚起リーフレット（2 種類）、社告・リコールリーフレット（7 種類）、注意喚起ちらし（27 種類）、ミニポスター（再現実験映像を含む、19 種類）をホームページに掲載。また、学校での事故防止、キッチンでの事故防止のちらしを経済産業省と共同で作成。また、ミニポスター（再現実験映像を含む、14 種類）をホームページに掲載した。さらに、「主婦連だより」など雑誌等に 28 件の寄稿を行い、取材も含め 41 件の記事掲載があった。
- ・「扇風機」「エアコン」「カセットこんろ」など、再現実験映像を使ったプレス説明会を月 1 回開催。また、定期プレス説明会で使用した映像（画像）を、マスメディアを通じ、国民に提供。また、各支所においても地方版資料を作成し全国版とともに地元報道機関等へ配布。これにより、次のとおりマスコミ報道が行われた。
  - (a) 新聞による注意喚起等（記事掲載）が 98 回（うち 5 大紙※28 回、地方紙・専門紙等 70 回）
    - ※ 読売、毎日、朝日、産経、日経
  - (b) テレビによる注意喚起等（放送）が 149 回（うち全国放送 79 回、地方ローカル放送 70 回）
- ・PS マガジンを毎月第 2 及び第 4 火曜日に配信（29 回）。PS マガジン配信登録のお願いを関係機関に送付するとともに、PS マガジンによるリコール情報等の利用者を増加させるため、公共機関、業界団体への登録依頼を行い、3 月末現在 8,365 件（前年同月より 519 件増加）に配信している。
- ・全国の消費生活センター、消費者団体が主催する安全啓発セミナー、消防機関が行

う技術研修等に109回講師を派遣し、事故事例などを紹介(受講者延べ人数:5,667人)。また、経済産業省主催の製品安全セミナー等に計16回講師を派遣し、同セミナー会場に事故品・事故事例パネルを展示して注意喚起(参加者延べ人数:約2,274人)。さらに、各自治体や消費生活センターが主催する「消費生活展」などに全国で57件出展した。

- ・主婦連合会・早稲田大学と関西消費者連合会・関西大学との共同で社会人教育講座を東京と大阪で開催し、「製品安全対策の基礎知識」について講義(各15回)。(受講者:東京53人、大阪49人)
- ・業務報告会を11月に大阪及びで開催。大阪会場は251人、東京会場は326人の参加があった。
- ・中学生以上の製品安全教育DVD教材を作成した。また、平成23年度に作成した小学校高学年向けの製品安全教育DVD教材については配布を継続し、若年者への製品安全の普及・啓発を図った。

#### ⑤ 製品事故原因究明分析結果等の活用

重大製品事故及び経年劣化事故の動向の分析結果を経済産業省へ報告した。

- (a) 事故件数が多い製品についての原因等について
- (b) リコール対象製品の事故発生状況
- (c) 経年劣化について長期使用製品安全点検・表示制度対象品目の見直し
- (d) 事故情報収集制度による対応状況

#### (3) 技術基準・規格等の提案活動の強化

##### ① 製品の安全確保のための標準化

- ・平成23年度に引き続き、専門家とリスクレベル分析手法等を検討するとともに、乳幼児・高齢者用製品の統合事故情報DBの構築に向けて、各行政機関の事故情報(ナイト、Pio-net、CAA)のDB項目の見直し、製品名の統一化等を行い、自動化プログラム及び更新マニュアルを作成した。また、海外の行政機関の事故情報(米国CPSCや欧州委員会(NEISS)が公開している事故情報DB)からの事故情報の収集を試みた。
- ・分析試行結果によってリスクが高いと判断された上位品目について、内外の規格・基準整備状況等を勘案した詳細分析を行い、介護用手すり(留め置き形、固定形)、乳幼児用いす、を今後の規格・基準(案)作成の最終候補とし、関係方面と協議中である。
- ・乳幼児用製品に関する共通安全対策として、ISO規格等の関連規格調査、挟み込み事故の多い身体部位及び隙間・開口部を調査した。また、ISO規格等で規定するテストフィンガ等の試験ジグを導入した。これら試験ジグが、日本人乳幼児の体型と合致しているか検証しているところ。また、試験ジグが乳幼児製品全般に活用可能であるか否かの検証に着手した。

##### ② 国際標準化活動

- ・ナイトが開発したプラスチック燃焼試験方法をIECに提案。5月及び10月に開催の国際会議で、IEC規格化に向けた精度確認のためのラウンドロビンテストの実施方



法、実施上の課題について審議し、承認を得た。ラウンドロビンテストを開始し、国際規格化の前段となる TS 見直し原案の作成に着手した。

- ・日本の電線総合技術センター及びイタリア、ドイツの火災試験研究所の 3 機関からテスト結果が提出され、未提出機関に対しては、提出依頼を行った。テスト結果を解析すると、着火時間について、機関内では同一性は良いが、2 機関間では差異が確認された。今後、他の機関からの報告と併せてナイトで解析を行い、必要な場合は、試験方法の修正に向けて再度、検討を行う。
- ・日本福祉用具・生活支援用具協会（JASPA）が開催する第 1 回シルバーカー JIS 開発委員会、第 1 回シルバーカー国際標準開発分科会、車いす座位変換機能国際標準開発分科会に委員として出席するとともに、第 2 回及び第 3 回据置形手すり国際標準開発分科会へオブザーバー出席し、基準作成に貢献した。
- ・ISO/PC240 及び PC243 対応については、本年度は 4 月に国内対策委員会を開催し、国内意見をとりまとめて、5 月に国際規格案（DIS）投票を実施。また、8 月（PC240・マレーシア）及び 9 月（PC243・カナダ）の国際会議において、最終国際規格案（FDIS）の策定を検討。さらに、間もなく発効予定の新ガイドライン規格について、12 月に国内対策委員会を開催し報告する等、関係者への周知に努めた。

### ③ 民間団体への技術支援等

- ・日本福祉用具・生活支援用具協会（JASRA）の車いす付属品 JIS 開発委員会、介護用ベッド JIS 開発委員会及び車いす寸法 JIS 開発委員会、製品安全協会のショッピングカート（改正）専門部会、同技術分科会、乳幼児用いす（改正）専門部会及び JIS T9251 点字ブロック改訂委員会に委員を派遣した。

### ④ 電気製品の安全基準・基準体系のあり方

- ・昨年度に作成した技術基準の新解釈の素案に対して、各工業会の協力のもとに精査を行い、平成 24 年 8 月末に新解釈案を取りまとめた。
- ・将来の技術基準体系の階層化作業として、「将来的な技術基準体系階層化における二次文書の整備について」を改訂し、「将来的な技術基準体系階層化における整合規格の整備について 改訂 2 版」を作成した。
- ・電気用品の品目等の大括り化については、昨年度作成した将来案に対して、技術基準の性能規定化の進捗状況を踏まえながら、検討を継続した。
- ・電安法ガイドの周知活動として、経済産業局毎に電安法の枠組みを説明する「地方説明会」（9 ヶ所）と、パネルディスカッション形式で双方向で意見交換する「中央説明会」（東京開催）を実施した。（全参加企業数 671 社、全参加数 1,044 名）

## （4）製品安全に係る法執行・支援業務の的確な実施

### ① 重大製品事故の原因究明

ア. 重大製品事故の原因究明調査については優先度に従って調査を実施するとともに、経済産業省と緊密な連携をはかりつつ、事故検討会の回数を増やし、処理終了の迅速化を図った。

#### イ. 加湿器（リコール品）の事故調査

- ・長崎で発生した加湿器による火災・死亡事故について、警察・消防とナイト（九州

支所、燃焼技術センター)が緊急で合同調査を実施した。

- ・事故品及び同等品の調査を製品安全センター(東京)で実施するとともに、再現実験を燃焼技術センターで実施し、経済産業省に調査結果を報告した。この結果を基に、経済産業省は危害防止命令を発出した。

#### ウ. 輸入品石油ストーブの技術基準適合性調査

- ・業界から経済産業省に対して、輸入品石油ストーブ(韓国製)において消安法の技術基準の複数項目に適合しない銘柄があるとの情報提供がされた。
- ・経済産業省からの緊急要請を平成25年2月13日に受け、燃焼技術センターにおいて転倒消火試験を実施した。
- ・試験の結果、消安法技術基準(転倒後10秒以内に消火)に適合しないことを確認し、2月22日に結果を報告した。
- ・試験結果に基づく経済産業省からの指導によって輸入事業者が既販売品の回収を行うこととなった。

#### エ. ガスふろがま

- ・長期間使用されたガスふろがまの火災が複数件発生。
- ・ナイトの調査から、事故原因は、長期使用の経年劣化によって、ガスを供給するブロック部のアルミ合金セフティバルブフランジ部が腐食し粒界破壊によって亀裂が生じたため、亀裂からガスが漏洩し、滞留したガスが風呂バーナーの炎に引火して延焼・焼損したものと推定。
- ・製造事業者が倒産しており、ガス事業者の積極的な注意喚起等の対応が必要と思われたため、経済産業省へ情報提供し、ガス事業者から使用者へのダイレクトメールの発送等による注意喚起や点検等の推奨が行われた。(対象台数約90,000台)

#### オ. 食器洗い乾燥機

製品を焼損する火災事故が連続して発生。

- ・消防機関との調査によって、機内のヒーターと電源リード線との接続部において強度不足があり、使用中に異常発熱したものと推定。カシメ部で屈曲した配線の取り回しも影響しているものと推定。
- ・製造事業者は、事故防止を図るため、プレスリリース、新聞での社告、販売店を通じて所有者にダイレクトメールを送付し、回収することとした。(対象台数約46,000台)

カ. 経年劣化事故の調査において、継続して経年劣化部品調査票を使った劣化部品(部材)情報の入手に努めた。

### ② 経済産業大臣からの指示に基づく立入検査等

#### ア. 工業標準化法に基づく立入検査

- ・レディミクストコンクリート(49件)について経済産業大臣指示に基づき着実に実施。
- ・次年度に向けた全国立入検査担当者会議を平成25年3月25~26日に開催し検査時の問題事案の対処方法等について、統一を図った。

#### イ. 工業標準化法に基づく試買検査

- ・試買検査（レディミクストコンクリート、ハンドル形電動車いす、安全靴、合成樹脂調合イベント）を終了、報告書を作成、その結果を経済産業省に提出。
- ウ. 製品安全 4 法<sup>注)</sup>に基づく立入検査
- ・立入検査実施状況については以下のとおり実施（全国実施件数/指示件数）。
    - (a) 電安法 145/145 件
    - (b) 消安法 40/40 件
    - (c) 液石法 15/15 件
    - (d) ガス事法 6/6 件
  - ・経済産業大臣指示に基づき、効果的な立入検査の実施のため、法令違反や事故の再発防止について行政指導が行われた事業者等をタイプ別に選定し、タイプに応じて重点的に調査する項目等について、検査を実施した。
    - タイプⅠ：経済産業省が過去に法令違反で行政指導等を行った事業者のうち、法令遵守状況についてフォローアップする必要があると思われる事業者→過去の違反内容への対応状況を重点的に確認。（37 件）
    - タイプⅡ：経済産業省が過去に事故の再発防止策等について指導を行った事業者のうち、再発防止策への対応状況や社内体制等をフォローアップする必要があると思われる事業者→事故の再発防止策への対応状況や社内体制全般を確認。（1 件）
    - タイプⅢ：前年度に技術基準等が改正された品目に係る届出事業者→法令の遵守状況のうち、技術基準への適合確認を重点的に確認。（1 件）
    - タイプⅣ：前年度に新たに規制対象となった品目に係る届出事業者→法令の遵守状況を網羅的に確認。（20 件）
    - タイプⅤ：前年度に新規に事業の届出を行った事業者→法令の遵守状況を網羅的に確認。（62 件）
    - タイプⅥ：その他、特に立入検査が必要と思われる事業者→個別の事案に応じて適宜決定。（105 件）
  - ・経済産業省からの指示に基づく立入検査について、実施状況を管理簿により管理を行い、遅延が発生しないよう四半期末毎に各支所担当者に確認を行的確に実施し、その結果を速やかに経済産業大臣に報告した。また、次年度に向けた全国立入検査担当者会議を平成 25 年 3 月 25～26 日に開催し検査時の問題事案の対処方法等について、統一を図った。

注) 製品安全 4 法は、消費生活用製品安全法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法、電気用品安全法をいう。

エ. 計量法に基づく指定製造事業者制度運営

- ・計量法に基づく指定製造事業者制度により経済産業省から送付されてくる変更届出書、立入検査結果報告書等の書類の整理・更新を迅速に行い、管理台帳の改訂を着実に実施した。
- ・立入検査結果報告書等を取りまとめ、立入検査結果総括表等の審議資料を作成し、指定製造事業者判定委員会へ提出した。

- ・経済産業省からの調査依頼に対し、指定製造事業者に関する調査を行い、支援を着実に実施した。
- オ. 設備機器の適正な維持管理に努めるとともに、電気製品及び石油機器について適合性検査に必要な技術を維持するために若手職員を対象に外部及び内部研修を実施した。

## 2. その他

- ・ナイトと国民生活センターとは、国民生活センターの商品テスト事業に必要な分析で、ナイトが分析可能な項目について、あらかじめ協議する仕組みを構築するため、協定の見直しを行い、平成 23 年 5 月 17 日に協定を再締結し、協力関係を強化した結果、連携協定に基づき国民生活センターから平成 24 年 5 月 14 日付け「湿疹を発症した婦人用ブーツに含まれるアレルギー誘発物質の化学分析」について依頼があり、ナイトが分析を行い結果を報告した。
- ・国民生活センターとの実務者会議を月一回の頻度、3 月末までに 12 回開催した。IH 調理器用汚れ防止シート、柔軟剤によるアレルギー発症等について情報交換を行った。
- ・国民生活センターが主催する商品テスト分析・評価委員会(スライサー、除雪機等)に委員として出席した。
- ・相互の外部発表(注意喚起)テーマを情報交換することで摺り合わせができ、消費者への重複のない効率的な情報提供を行った。

## A-2. 化学物質管理分野

### 1. リスク評価に基づく化学物質の管理

#### (1) 化学物質のリスク評価等

##### ① リスク評価等に必要な情報の整備

##### ア. 性状情報の整備等

- ・一般化学物質のスクリーニング評価及び優先評価化学物質のリスク評価等に必要なデータを整備するため、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下、「化審法」という。)関係 3 省(厚生労働省、経済産業省、環境省、以下「3 省」という。)より各種の情報(生分解性、人健康及び生態の有害性、物理化学的性状、環境別媒体別半減期等)を入手し、評価に使用できるようにデータクリーニングや成形、精査等を行い、整備した。

##### イ. 製造・輸入数量等の技術的確認と集計等

- ・化審法に基づく製造・数量等の届出に関する技術的事項についての問合せ 1,127 件に対応し、届出が円滑に行われるよう支援した。また、経済産業省が作成・配付した届出支援システムに使用するため、MITI 番号<sup>注1)</sup>、官報公示名称、CAS 番号<sup>注2)</sup>、化審法物質区分等のデータを収載した約 8 万件の化審法辞書を更新・公開し、平成 25 年度の届出が円滑に行われるように支援した。
- ・製造・輸入量等の届出情報について、MITI 番号と CAS 番号の関連付け、用途分類

等の内容確認を行い、不適切箇所を 1,649 件リストアップし、経済産業省に報告した。これを元に経済産業省が事業所へ照会し、届出情報の修正を行うという連携により、届出情報の精度向上に貢献した。

- ・平成 23 年度分届出データについて、スクリーニング評価対象物質リストの作成及び製造・輸入数量の集計を行い、スクリーニング評価に用いるデータとして整備した（一般化学物質 10,792 物質、未公示新規物質 445 物質）。優先評価化学物質のリスク評価（一次）へ利用するため、優先評価化学物質の届出情報について、修正が必要な部分等の個別の扱いを経済産業省に提案し、排出量推計に使用できるように加工・成形等行って整備した。
- ・審議会での優先評価化学物質の判定後に、指定する物質単位に疑義が出たため、届出実績の解析等に基づき経済産業省に指定単位の見直しを提案するとともに、経済産業省による事業者ヒアリング等に協力するなどにより、指定単位を再審議するための技術的な支援を行った。提案は 1 月の審議会です承された。

注 1) 化審法既存化学物質などに付されている独自の分類番号

2) 米国化学会の一組織である CAS が付与・管理している国際的に広く用いられている分類番号

## ② 一般化学物質のスクリーニング評価及び優先評価化学物質のリスク評価等

### ア. 技術ガイダンスの作成

- ・優先評価化学物質のリスク評価手法に関する技術ガイダンスについて、平成 23 年度に 3 省に提案した章立てに沿って章ごとに原案を作成し、順次 3 省に確認依頼を行った。

### イ. 評価用システムの構築

- ・性状データの整備及びそれらデータを整備するための各種ツールの開発を行った。これに際し、ナイトが提案し 3 省で合意した様式を用いた。
- ・スクリーニング評価及びリスク評価の実施に必要な、用途・排出係数算定ツールや物質管理に係るデータ管理ツール等、評価用システムを構成するツール類の見直しを行うとともに、ヒューマンエラーを削減するための評価用システムの要件定義の策定と一部のシステム構築を行った。
- ・優先評価化学物質のリスク評価手法の透明性確保のため、排出量・暴露量・リスクの指標を算出するための公開用ツールの開発に着手した。

### ウ. スクリーニング評価とリスク評価の実施

- ・平成 23 年度届出データにより、昨年度の 662 物質より大幅増となる一般化学物質 10,792 物質及び、未公示新規物質 445 物質について、排出量の算出と暴露クラス付けを行い、3 省に報告した。また、これらのうち、厚生労働省と環境省から有害性情報の提供を受けた物質についてスクリーニング評価結果の原案を作成するとともに、有害性クラス付けの相互チェックもを行い、精度向上に貢献した。結果は審議会に提出し、法に基づく優先評価化学物質の指定に利用された。既に有害性クラス付けが済んでいる物質については、平成 23 年度届出データに基づき暴露クラスと優先度を更新し、3 省に報告した。

- ・昨年度末に着手した優先評価化学物質 86 物質のリスク評価（一次）評価Ⅰ（優先評価化学物質の中で、下記の評価Ⅱを行う優先順位付けを行うための評価）を実施し、結果を 3 省に報告した。この結果を踏まえ、評価Ⅱ（化審法の規制対象物質にするか等を判断するための詳細なリスク評価）に着手する 18 物質が選定された。これらの 3 省による公表資料の作成支援を行った。また、リスク評価（一次）評価Ⅱに着手しない又は追加指定された優先評価化学物質 80 物質について、平成 24 年度届出データを用いた評価Ⅰを実施し、結果を 3 省に報告した。
- ・評価Ⅱに着手する 18 物質について、着手スケジュールを 3 省に提案し、それに基づき、先行事例 2 物質のリスク評価書案を作成し、3 省に報告した。
- ・経済産業省からの依頼により、副生 PCB の暫定評価を実施し、結果を報告した。

## （2）新規化学物質の審査等

### ① 新規化学物質の事前審査・確認

#### ア. 新規化学物質の事前審査等

- ・新規化学物質の審査資料について、分解性、蓄積性等の試験データ等を精査するとともに、必要に応じてスクリーニング評価を行い、3 省合同審議会資料等を作成し、審議会において説明等を実施した（426 件（平成 23 年度比約 2.0%増））。新規化学物質のスクリーニング評価を 82 件行った結果、1 件が優先評価化学物質として判定された。さらに、分解性及び蓄積性について QSAR<sup>注</sup>による予測を行い審査参考資料として提出し、同審議会にて資料の説明を行った（292 物質）。
- ・新規化学物質の審査等に関する審議会相談（88 件（平成 23 年度比約 66%増））、技術相談（405 件（平成 23 年度比約 19%減））について対応した。
- ・事業者宛に審査資料の照会等を FAX する際には、FAX 番号を 2 人による二重入力により誤送信防止を図っているが、更にセキュリティを強化するため、企業連絡システムを構築（12 月に構築完了）し、情報セキュリティを向上させた（平成 24 年度中に試行を行い、平成 25 年度から本格運用）。

#### イ. 新規化学物質の事前確認等

- ・少量新規化学物質製造等の申出書の内容確認（名称・構造式など）等を行った（33,762 件（平成 23 年度比約 7.0%増））。また、構造式に基づく構造コードの確認を重点的に行う改善を提案し、業務効率化を図り、確認作業の約 28%の業務量の削減を実施した（12～1 月総業務時間：平成 23 年度約 390 時間→平成 24 年度約 280 時間）。
- ・中間物等の申出書類について、260 件（平成 23 年度比約 8%減）確認した。
- ・化審法に基づき提出された有害性情報報告についてデータ整理を行い、化審法に基づく評価に関する資料作成支援を可能にした（約 180 件（平成 23 年度比約 7.8%増））。
- ・「逐条解説及び Q&A 化学物質審査規制法」（第一法規株式会社）の追録の編集を行い、事業者への技術的情報の提供を行った。
- ・新規化学物質の審査手続きの簡略化を目的とした経済産業省及び業界団体との検討会を開始し、分解生成物や高分子化合物等の評価方法の検討に着手した

注) Quantitative Structure Activity Relationship 定量的構造活性相関。物質の化学構造上の特徴（又は、物理化学定数）と生物学的活性（各毒性エンドポイント等）との量的相関関係のこと。構造的に類似した化合物の物性や毒性について予測することを目的としている。

## ② GLP<sup>注1)</sup> 査察について

### ア. GLP 査察

- ・ GLP 適合確認申請のあった試験施設について、書面審査を行い、経済産業省と協力して現地査察を実施し、報告書（案）の作成等を行った（4件）。
- ・ また、報告書（案）は、経済産業省及びナイトの査察官による GLP 事例検討会に諮り、内容について技術面から精査を行った。
- ・ 4件の査察のうち、1件は初めての OECD による現地評価<sup>注2)</sup>の対象となっていたことから、GLP に関する規定類の見直し及び査察方法の確認等の準備をし、適切に実施できるよう支援した。
- ・ GLP 査察の見直しを行い、試験操作確認の廃止等により業務の大幅な簡素化・効率化を図った。結果、通常、1度の査察にナイトの査察官3名を要していたところ2名で対応可能となった。
- ・ ナイト主催で試験操作方法の研修を試験施設で実施（6月）し、査察官の技術的能力を確認した。

### イ. GLP 査察能力向上

- ・ 担当職員（査察官）の能力向上のため、ナイト及び経済産業省の査察担当者に対し、GLP 基準や OECD の関連ガイダンス等の習得などを行う GLP 勉強会をナイト主催で開催（3回）し、査察官の能力向上を支援した。
- ・ 環境省の GLP 査察にオブザーバー参加（2回）し、経済産業省で実施している GLP 査察との比較検討を行い、GLP 事例検討会で報告し、査察官の能力向上を支援した。

注 1) Good Laboratory Practice 優良試験所基準。化学物質の各種安全性試験の信頼性を確保する手段として、OECD において 1981 年に採択された。化学物質審査規制法では、昭和 59 年 3 月に導入し、平成 12 年 3 月に改正した。

2) OECD 現地評価：10年に1度、OECD 評価員が各国 GLP 当局の信頼性を評価する制度。

## ③ 化学物質審査支援システム（3省データベースシステム）の整備

- ・ 平成 24 年 3 月から平成 25 年 1 月末までに審議された新規化学物質に係る審査用資料及び審議会後審査シート、平成 25 年 2 月末までに中間物等の申出がなされた新規化学物質に係るデータ（申出書・確認書等約 370 件、実績報告書約 1,100 件）、有害性情報の報告がなされた化学物質に係るデータ（約 180 件分（平成 23 年度追加報告分約 50 件、平成 24 年度分約 130 件））について同システムへの入力を行った。
- ・ 平成 23 年度下期に導入した新ハードウェアの運用にともない、平成 24 年度に旧ハードウェアについては、データ消去を行うとともに新たなハードウェアシステムについてセキュリティに係るパッチ、アップデートを実施した。

## ④ 公示名称作成について

- ・次の i)～iii) について公示名称案を作成し（計 541 物質）、3 省に提出した（平成 23 年度比約 30%増）。
    - i) 新規審査判定後 2～3 年経過した物質（227 物質（平成 23 年度 290 物質））
    - ii) 新規審査判定時に名称付与した物質（268 物質）
    - iii) 優先評価化学物質候補物質（46 物質）
  - ・上記の ii) については、平成 23 年度 11 月より開始しており、今年度は年間を通じて i) の名称作成案に加えて ii) も行うこととなったが、確実に実施した。
  - ・名称検討会（i 判定後の物質：6 回、ii 新規審査時の物質：10 回）を開催し、公示名称案を確認するとともに命名法に関する知識の向上に努めた。さらに、公示名称案の正確性を期すため、公示名称付けに高い専門性を有する他業務担当職員の協力を得て、名称検討会後の公示名称案について確認を行った。
  - ・「国民の声」による化審法と労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）の名称統一の要望を受けて、厚生労働省と経済産業省とともに命名ルールの共通化に関する検討に参加し、命名ルール共通化原案を提案して二法の共通化命名ルールの公表（平成 24 年 12 月 28 日）に貢献した。
- ⑤ 国内外の情報の調査及び OECD 等活動への参画と有害性等予測手法の調査の検討
- ア. 国際会議への出席、国際的な検討事項への対応
- ・ OECD 新規クリアリング会合及び電話会議に出席し、議論に参加するとともにその結果を経済産業省に報告した。
  - ・ MAN・PP<sup>注1)</sup> 関係会合に出席するとともに MAN・PP の実施に係るドキュメント案への意見を提出した。1 物質について審査シート、コメントを作成し経済産業省に提出した（7 月審議会にて審議済み）。また、2 物質について技術相談に対応した。
  - ・ OECD/GLP 作業部会の対処方針を作成し関係各省と調整のうえ、日本代表として発言・対処した。帰国後は、会合出席者を代表して GLP 各省連絡会へ報告した。GLP 作業部会の各小委員会では、主要メンバーとして、現地評価ガイダンス文書の改正、認定センターと協力した OECD/GLP と ISO/IEC17025 との比較検討など各種議論に参加した。
  - ・ 10 月の OECD 現地評価受検に際し、経済産業省に現地評価報告書案や経済産業省品質マニュアル改定案を提出し採用された。評価当日は、3 省を代表してプレゼンし、技術的な議論を主導した結果、適切との評価を受けることができた。
  - ・ 国内外における GLP 査察の方法を調査し、スタディーオーディット（試験内容・方法に関する監査）及び試験操作確認等をより適切かつ効率的な方法に見直した。（スタディーオーディットでは、これまで書面のみによる監査から対面式による監査に見直した。また、試験操作確認では極力実施者に負担がかからないよう試験操作項目の省略を行った。）
  - ・ OECD 現地評価受け入れに際し、3 省の査察方法の実態把握及び改善検討、受け入れ当日の調整、査察後の指摘事項改善検討を行う GLP 各省連絡会に（8 回）主導的な立場で参加した。
  - ・ OECD QSAR Toolbox マネジメント部グループ会合に出席（2 回）し、議論に参加す



るとともにその結果を経済産業省に報告した。また、分解性・蓄積性試験データ、有害性評価支援システム統合プラットフォームの機能の一部を QSAR Toolbox に提供した。

注 1) MAN(Mutual Acceptance of Notifications)・PP(Parallel Process)：新規化学物質の安全性評価の複数国同時受入れのための仕組み

#### イ. 分解性、蓄積性、反復投与毒性の予測手法について

- ・化審法の優先評価化学物質のリスク評価への利用のため、QSAR による蓄積性の予測を行い、結果を経済産業省に提出した。
- ・厚生労働省の「試験法ガイドライン等の化学物質安全対策関連規制での採用 (regulatory acceptance) を検討するための予備調査」調査会に委員として参加し、動物実験代替法に関する動向調査に貢献した(2回)。
- ・経済産業省委託業務「構造活性相関手法による有害性評価手法開発」で開発した有害性評価支援システム統合プラットフォーム(反復投与毒性予測支援システム(HESS)及び付属するデータベースシステム(HESS DB))をホームページ上で公開し(ダウンロード数約 1,900 件、ユーザー登録数 331)、運用を開始した。また、経済産業省が主催する同委託業務の事後評価検討会に対応し、高評価を得た。
- ・反復投与毒性予測支援システムの普及のため、国内のユーザーを対象とした操作方法の講習会(追加講習を加え 3 回実施)を実施するとともに、操作方法の動画を作成し、ホームページに掲載した。

#### (3) 立入検査等

- ・経済産業大臣の指示を受けて、3 省と共に、中間物/輸出専用/閉鎖系用途の確認に係る事業所に対して立入検査を 33 件実施した。その際、立入検査の準備作業の効率化を図り、立入検査人員を 2 名→1.3 名/1 事業所に削減した。これにより旅費も 90 万→60 万に削減(約 30%減)した。また、全ての報告書について細部にわたってチェックを行い、報告期限内に経済産業省に提出した。この報告を踏まえ、経済産業省で問題点の対処方針の検討・事業者への改善要求が行われた。
- ・改正化審法の施行に伴い、立入検査等実施要領の改訂を実施し、3 省と協力して立入検査計画を策定した(35 件)。

## 2. 化学物質の排出等に係る事業者の自主管理の促進

### (1) 化管法に基づく届出の集計等。

#### ① 届出データの記録・集計と公表用データ等の作成

- ・化管法における電子計算機システムの運用、維持・管理を行うとともに、PRTR 届出データについて、データの内容の確認及び必要な電子化等を行いファイル記録システムに入力した。なお、データの内容を自動で確認するためのチェックプログラムを大幅に改良し、自治体経由で企業に連絡する内容の精度を高めた。
- ・届出データを集計し、国から提供された裾切り推計及び非点源推計結果を合わせた公表用データ等を作成した。
- ・平成 23 年度の届出件数は、36,638 件(平成 23 年度届出件数 36,491 件)であった。

## ② 電子化率の維持・向上と書面届出書の電子化

- ・PRTR 届出作成支援プログラムにより作成された 2 次元コード付き書面届出書は、書面届出の 16,434 件の内、約 45%に当たる 7,312 件（届出全体の 20.0%）であり電子届出（53.7%）と磁気届出（1.5%）とを合わせて届出全体の約 75%（平成 23 年度は約 75%）が電子的に処理可能な届出となり、高い状況を維持した。
- ・届出の電子化率のより一層の向上に向け、PRTR 届出作成支援プログラム一式を、平成 22 年度及び平成 23 年度に届出のあった約 2 万の事業者に配布した。また、届出の更なる利便性向上のため、PRTR 届出作成支援プログラム Web 版の開発を開始した（従来のように支援プログラムをインストールする必要がないため、事業者にとっては社内セキュリティ上の問題や改訂版の再入力といった手間を省くことができる）。
- ・事業者、自治体等からの排出量算出マニュアルや算出方法などの問い合わせは約 1,100 件、PRTR 届出システム及び PRTR 届出作成支援プログラムへの問い合わせは約 5,400 件あったが、的確に対応した。更に、政令改正により平成 23 年度の届出から新たに対象となった物質に関する質問をとりまとめた Q&A、省令改正（平成 24 年 4 月 20 日公布）に対応した SDS の Q&A、PRTR 届出システム及び PRTR 届出作成支援プログラムについても、これまでに掲載されていないを問い合わせに関する Q&A を追加公開した。また、自治体主催の講演会で、PRTR 届出作成支援プログラムの広報や政省令改正に伴う届出の注意点等に関する講演を行うとともに、ホームページの提供情報の更新を迅速に行うなど普及啓発を行った。ホームページへのアクセス数は、約 222 万ページであった。更に、自治体担当者向けに、ナイト主催の自治体職員に対する PRTR 事務処理講習会の開催や、国が行う講習会の講師（6 回）を行った。

## ③ 関連情報の収集及びデータ解析等

- ・PRTR 届出数減少要因調査及び化学物質の排出削減対策取組事例調査を実施し、平成 23 年度公表データを用いた年度比較報告書を作成、ホームページから公表し、平成 24 年度公表データを用いた年度比較等の解析を開始した。なお、化学物質の排出削減対策取組事例は事例集としてホームページから公開し、国からの PRTR データ等の公表に併せて紹介された。また、昨年度に表示機能を強化したシステムによる平成 23 年度 PRTR データの PRTR マップをホームページから公開した。

### （2）電子届出の利用拡大

平成 24 年度の PRTR 届出において、電子届出は、普及・啓発活動の継続実施により、全体の約 54%（19,657 件）となり、中期目標を達成した昨年度（約 53%（19,269 件））の水準を維持した。また、更なる電子的に処理可能な届出の拡大のため PRTR 届出作成支援プログラム Web 版の開発を開始した。

### （3）国内外の情報収集

平成 24 年 9 月に開催された PRTR タスクフォース会合に参加し、海外の PRTR 制度の動向に係る情報収集を行った。参加国から自国の PRTR 制度の運用の参考とするために日本の状況について質問があったため説明し、情報の提供を行った。なお、会合

の内容について経済産業省に報告した。

### 3. 化学兵器に係る国際約束の担保

(1) 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（以下「化学兵器禁止法」という。）第30条第5項に基づく国際機関による検査等の立会い業務（オンサイト分析を含む。）については、同条第6項に基づく経済産業大臣の指示に従い、19件について実施し、その結果を速やかに経済産業大臣に報告した。

その内訳は、表2剤1件、表3剤1件、有機化学物質17件であった。

化学兵器禁止法第33条第4項に基づく立入検査等については、同条第5項に基づく経済産業大臣の指示に従い、9件において実施し、その結果を速やかに経済産業大臣に報告した。

検査等立会いの場で訓練（オンザジョブトレーニング）を実施するとともに、勉強会を実施し、職員の育成・対応能力の向上を図った。

(2) 事前調査については、経済産業大臣の指示に従い、18件についての的確に実施し、国際機関による検査の円滑な実施に貢献した。

実態調査については、経済産業大臣の指示に従い、10件についての的確に実施し、その結果を速やかに経済産業大臣に報告した。

(3) (4)の対抗分析マニュアル改正の検討を室員全員で行い、対抗分析実施方法に反映させると共に、新たに配属された職員に対し分析訓練を実施し、室としての分析対応力を向上させた。

(4) 国際検査で行われる現地分析のマニュアル（OPCW作業標準書）を基に、対抗分析マニュアルの改正を行い、業務実施に反映させた。

### 4. 化学物質管理情報の整備、提供の強化等

(1) 化学物質の安全性等の情報の整備提供

#### ① CHRIP等の情報整備と提供

##### ア. CHRIPの情報整備と提供

- ・CHRIP<sup>注1)</sup>についてはアウトソーシングの促進（検証業務等の追加）による効率化を図りながら、10回の更新を行った。
- ・CHRIPの閲覧数は平成23年度と同程度の様約975万ページであった。また、更新内容については、ホームページやメールマガジンから情報提供をするとともに、業界紙を通じた情報提供を行った。また、講演会等（事業者向け1回、海外研修生向け5回）において使用方法の説明を行うとともに、PRTR届出事業者へのダイレクトメールにパンフレットを同封して送付するなどにより利用の促進を図った。
- ・CHRIPに掲載する信頼性ある毒性試験情報を充実させるために、経済産業省が実施した毒性試験結果について、専門家からなる評価委員会を開催し、59物質について審議した。また、平成23年度までに審議した58試験データのうち、公開準備が完了した33試験データについてCHRIPに掲載を行い、来年度の公開に向けて90試験データについて英訳を行った。

##### イ. GHSの情報整備と提供

- ・ GHS<sup>注2)</sup> 情報については、国が行った GHS 分類結果（日本語）200 物質を追加公開した（累計 2,618 物質）。また、英語版は既に公開している 1,412 物質の分類結果に加え、新たに 520 物質を追加するための翻訳を行った。閲覧数は年間約 112 万ページであった。

#### ウ. J-CHECK の情報整備と提供

- ・ J-CHECK<sup>注3)</sup>（日本語版）については、70 試験データを追加し、のべ 5,227 試験となった。英語版は、IUCLID 形式に翻訳した分配係数試験、濃縮度試験、生体影響試験合わせて 494 試験データを掲載し、のべ 4,483 試験データとなった。閲覧数は、約 259 万ページであった。なお、英語版は OECD の e-ChemPortal<sup>注4)</sup> と連携しており、J-CHECK（英語版）に追加した物質へリンクするためのデータを提供した。
- ・ J-CHECK は、第三者改ざんの影響で 9 月 17 日から一時停止した。セキュリティ対策及び改修を行った上で英語版は 1 月 31 日に復旧、日本語版はシステム改修後 4 月初旬に公開の予定。なお、日本語版で提供していた既存点検報告書及び Japan チャレンジデータなどの主な情報については別途 HP に掲載し、一時停止の影響を軽減するための対策をとった。

注 1) 「化学物質総合情報提供システム」の英語名称「Chemical Risk Information Platform」の略で、ナイトの登録商標

2) The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals（世界調和システム）

3) Japan Chemicals Collaborative Knowledge Database 化審法を所管する 3 省（厚生労働省、経済産業省及び環境省）が化学物質の安全性情報を広く国民に発信するため共同で作成したデータベース。3 省が有する試験データを公開。

4) a Global Portal to Information on Chemical Substances 化学物質の安全性に関する政府間フォーラム（IFCS）による 2003 年の採択を受け、経済協力開発機構（OECD）が 2007 年に公開を開始した、加盟国や国際機関が有する既存化学物質の有害性、GHS 等情報のポータルサイト

#### ② 新たな情報の追加及びシステムの整備

- ・ 「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針（平成 24 年 4 月 3 日閣議決定）に基づき、経済産業省から急遽依頼のあった安衛法と化審法の既存化学物質の確認の簡易化を目的として CHRIP に安衛法における名称公表化学物質（のべ CAS ベースで 10 万物質）の掲載を行った。安衛法名称公表化学物質の CHRIP への掲載にあたっては、厚生労働省から提供された約 6.2 万物質のデータから誤りや検索性データへの適正化など 1 万件に近いデータの修正を行い、厚生労働省に確認を行った上で、より正確なデータにして掲載を行った。
- ・ GHS 情報については、ユーザーアンケートを実施し、データベース化の検討に着手した。
- ・ 化審法のリスク評価結果については、CHRIP 及び J-CHECK における情報提供について検討を行い、システムの改修を行った。

- ・化学物質管理の利便性等に資するため、システムを改修し、韓国・インドネシアの規制化学物質情報を新たに掲載した。さらに、化兵法及び毒物劇物取締法を英訳し掲載した。
  - ・次期 CHRIP については、CHRIP の将来の改修に向けデータベース等の技術トレンドの調査及び Web アンケートを行い、その調査結果を踏まえて検討に着手した。
- ③ 化学物質管理情報の収集・整理及び国際情報基盤整備支援について
- ・CHRIP の情報提供項目等の検討を行うため、韓国政府機関と意見交換を行うとともに化学物質管理情報の調査を行った。中国については、中国化学物質登録センター（CRC）の既存化学物質について情報収集を行った。
  - ・経済産業省が進めているアジアの化学物質情報基盤の構築を支援するため、日本・ASEAN 経済産業協力委員会（AIMECC）会議等に参加すると共に、JICA、HIDA <sup>注1)</sup> 主催のリスク評価手法セミナー（タイ、ベトナム、マレーシア）に講師を派遣し、我が国の化学物質情報基盤や化審法リスク評価手法などの情報提供を行った。さらに、経済省と共にタイ及びベトナム政府との政策対話に出席（11月、12月）しナイトの化学物質管理に関する役割を説明するとともに今後の協力について意見交換を行った。
  - ・JICA、HIDA 等での講演等で使用しているリスク評価体験ツール（英語版）に掲載するため対象物質の 145 物質の情報を英訳した。
  - ・OECD において国際情報基盤整備を推進している Global Portal 会合に参加し、e-ChemPortal への対応のため、J-CHECK（英語版）に追加した物質へリンクするためのデータを提供した。また、OECD IUCLID <sup>注2)</sup> ユーザグループ専門家パネル会議（電話会議を含む）に参加し、次期 IUCLID6 開発等に関わる情報収集及び検討を行った。

注 1) The Overseas Human Resources and Industry Development Association  
財団法人海外産業人材育成協会

2) International Uniform Chemical Information Database 欧州の化学物質管理規制に対応した化学物質管理に係るデータベース

#### ④ ナノ材料の安全性等

##### ア. ナノ材料の安全性の調査等

- ・ナノ物質に関する情報については、経済産業省のナノ物質管理に関する検討会及びナノリスク評価ワーキンググループに参加するとともに、OECD の工業ナノ材料作業部会の動向の調査等によるスポンサーシッププログラムの状況を継続して把握するなどの情報収集を行った。
- ・経済産業省の要請により、ナノ物質管理に関する検討会に関連して、抗菌・消臭スプレーからのナノ銀粒子のリスク評価を行い、経済産業省に報告した。

##### イ. 製品経由の化学物質のリスク評価手法の調査等

- ・消費者製品含有化学物質のリスク評価及び法規制についての調査を開始した。
- ・今後取り組む予定の消費者製品含有化学物質のリスク評価の内容について考え方等の整理を行い、当該分野の国内外の法規制や評価手法について、調査や検討を開

始した。

## (2) 化学物質のリスク等に係る相互理解のための情報の整備、提供

- ・事業者におけるリスクコミュニケーションや化学物質管理推進を支援するため、リスクコミュニケーションの方法や事例に関する資料及び化学物質管理に関する資料をホームページに追加するとともに、ホームページ利用者へのアンケートを実施した結果、要望が多かった「リスクコミュニケーション国内事例」の内容を充実させるために、事業者が取り組んでいるリスクコミュニケーションの詳細について調査を実施し、その結果をホームページから公開した。
- ・自治体等が主催する講演会等において（参加者は、事業者が主）、ホームページから提供している PRTR マップやリスク評価体験ツールを活用したリスクコミュニケーションの方法等に関する講演を行った（全国で計 10 回）。
- ・製品安全センターが主催する消費生活センター等とのブロック会議（全国 6 か所）において、最近の化学物質に関する話題を題材として、ホームページから提供している情報を活用し、化学物質管理の正しい考え方について解説し、化学物質管理への理解の増進を図った。
- ・法改正等に対応するため用語略語集の見直しを行った。

## A-3. バイオテクノロジー分野

### 1. バイオテクノロジーの産業利用のための安全性確保

#### (1) 遺伝子組換え生物等の産業利用におけるカルタヘナ法の執行・支援業務

##### ① 申請書類の事前審査等の審査支援

- ・平成 23 年 6 月末より開始した事前審査スキームに基づき、GILSP 相当の遺伝子組換え微生物の使用に係る申請書 61 件（平成 23 年度 83 件）の事前審査を行った。
- ・産業構造審議会での審議が必要と判断された申請 11 件については、申請書の技術的内容の事前確認を実施し、産業構造審議会において申請の説明を行うことにより、審査の支援を行った。また、事業者からの事前相談 11 件（平成 23 年度 11 件）、電子メールによる問い合わせ 38 件（平成 23 年度 34 件）、電話による問い合わせ 52 件（平成 23 年度 47 件）にも適切に対応するとともに、カルタヘナ法説明会において審査資料作成に関する説明を行った。
- ・経済産業大臣が定める GILSP 遺伝子組換え微生物リストの改正については、経済産業省からの依頼を受けて、リストの改正業務を実施した。新規追加候補の宿主・ベクター・挿入 DNA について、名称の確認と安全性評価を実施し、作業結果については、学識経験者より構成された「GILSP 告示原案作成委員会」（2 回開催）において助言を得た後、告示原案を作成し、経済産業省へ提出した。また、平成 21～23 年度までの追加候補を反映させた告示改正案を作成し、産業構造審議会での審議及び経済産業省による告示改正手続きを支援した。
- ・過去に大臣確認を受けた申請書類のデータベース化については、平成 17 から平成 19 度までに大臣確認を受けた申請書類 356 件についてデータの入力を行った。

##### ② 立入検査等による事後の確認

- ・経済産業大臣からの指示に基づき、法令遵守状況の確認のための立入検査 12 件（平成 23 年度 10 件）を実施し、その結果を経済産業大臣に報告した。
  - ・立入検査を適正、かつ、円滑に実施するために立入検査員の品質の斉一化及び能力向上を図る目的で、講習会を 3 回、バイオプラントの見学を 1 回及び立入検査員連絡会を 3 回開催した。
- ③ カルタヘナ議定書締約国会合への活動に対する協力等
- ・平成 24 年 10 月にインドで開催した第 6 回カルタヘナ議定書締約国会合（COP-MOP6）に参加し、情報収集及び議事録作成等により現地の政府団のサポートを行った。また、経済産業省が実施する「カルタヘナ議定書リスク評価とリスク管理に関する調査検討委員会」へ出席し情報収集を行うとともに、技術的内容についての意見を提出した。
- (2) 微生物による有害物質の分解等におけるバイレメ指針への執行・支援業務
- ・平成 24 年 3 月に解説が改正された微生物によるバイオレメディエーション（注）利用指針（以下「バイレメ指針」という。）に沿ってバイレメ株 3 株の指針適合性評価（大臣確認）に必要な菌株の分類学上の位置付け、人や動植物に対する病原性に関する情報、有害物質の産生性に関する情報、菌株の好適生育環境、分解生成物や分解経路に関する情報等、必要とされる情報の洗い出しを行い、大臣確認に必要なそれらの情報を取りまとめて産構審・中環審合同会合で概要を紹介した上で、部会の意見を反映させた申請書を作成するために必要なデータを収集した。申請を行う予定の株は、バイレメ産業支援のため、一般の事業者が使用可能な状態に整備していく予定である。
  - ・昨年度に引き続き、沖縄県の依頼を受けて、「微生物を活用した汚染土壌の浄化処理技術開発事業」における審査委員として審査に参加し、モニタリングについて技術的支援を実施した。
- 注）微生物等の働きを利用して汚染物質を分解等することによって土壌、地下水等の環境汚染の浄化を図る技術
- (3) 微生物利用の際の適切なリスク評価の実現に向けた取組み
- ① 環境に導入する微生物を有害菌と区別するための評価手法の開発に必要な次の技術情報の収集・整備を行った。
- ・有害菌・有害遺伝子に係る既知情報収集・整備については、植物防疫法によって定められた検疫有害動植物に属する細菌、日本植物病害大辞典や日本植物病名データベースに記載のある病原細菌及び海外のデータベースにある国内の主要農作物に対する病原菌といった、植物の病原性に関する微生物についてリストアップを実施した。
  - ・有害菌を区別するためのゲノム情報・指標遺伝子の収集・整備については、ヒト／動物／植物病原菌及び日和見感染菌に該当する菌株並びにその類縁菌に該当する 100 属 317 種の NBRC 株（400 株）についてゲノムを抽出し、その中から 167 株についてシーケンシングを実施した。また、3 属（Acinetobacter, Burkholderia,

Comamonas) 52 種について、種・株レベルで有害菌を区別するための判定手法 (MLSA 法(注)) の開発を目的に、その判定指標となる遺伝子候補としてハウスキーピング遺伝子を取得した。さらに、指標遺伝子を簡便に検出するための PCR 法を用いた手法の開発を実施し、プロトコルを作成した。開発した手法はオーソライズするための論文化に向け、必要なデータの整備を行った。

- ・収集・整備した技術情報及び指標遺伝子を元に、環境中から頻繁に検出される Acinetobacter 属の MLSA 法について、公開用データを作成した。
- ・遺伝子組換え体の開放系利用における安全性評価手法の開発として、昨年度の検討結果、開発対象となった Pseudomonas 属 2 株 (低塩素化ダイオキシシン分解菌並びに類縁な多剤耐性菌) のゲノム解析を行った。また、Pseudomonas 属の多剤耐性株について文献調査を行い、昨年度ヒト病原遺伝子を中心に作製した Pseudomonas 属の有害遺伝子リストに薬剤耐性遺伝子および植物病原遺伝子を追加し、本有害遺伝子を指標として開発対象株や比較対象株についてゲノム情報に基づく安全性評価を実施した。
- ・組換え体として世界で広く使用されている Pseudomonas 属 KT2440 株変異株 (薬剤耐性遺伝子に変異が入った株) のリシーケンスを実施し、薬剤耐性遺伝子に変異が入ると環境中で優占化する現象を発見し、共同研究先と合同で発表し、環境バイオ学会ポスター賞を獲得した。

注) MLSA 法 (multilocus sequence analysis) : 株レベルでの分類が可能な複数の遺伝子の DNA 塩基配列に基づく分子系統解析法。

- ② 環境微生物の網羅的な菌叢 (きんそう) 解析手法の開発に必要な次の技術情報を収集・整備を実施した。

次世代シーケンサーを利用した環境微生物のモニタリング項目の評価を行った。

- ・物質循環の指標となる微生物として、窒素循環 (硝化・脱窒) に関与する微生物を対象とし、その代謝経路、関連酵素遺伝子、モニタリング手法 (PCR 法) についての文献調査を行った。
  - ・次世代シーケンサーと Real-time PCR を組み合わせた環境中の有害菌を効率的に検出する技術を開発した。さらに開発した技術を用いてバイレメ現場から採取したサンプルの安全性評価を行い、当該現場を保有する事業者や自治体へ報告しバイレメの安全性について理解を得ることができた。
- ③ 遺伝子組換え微生物の土壌、排水、舗装面への環境漏洩時の標準作業手順書を作成し、漏洩した微生物の環境中での消長を経時的に把握するためのモニタリング手法を整理した。この作業手順書に基づき、組換え大腸菌を用いた実証試験を行い、その結果を作業手順書に反映させた。また、酵母についても、収去・検出実験のデータ収集を実施してマニュアル案を作成した。

## 2. 国際ルールに則った生物遺伝資源の安全かつ安定な供給

### (1) 国内外の有用な生物遺伝資源の安全かつ安定な供給

- ・国際レベルの生物遺伝資源機関 (BRC) として、研究機関や産業上有用な微生物の生



物遺伝資源を戦略的に収集し、継続的に保存・提供するため、次の業務を実施。

① 産業利用上重要な微生物等の生物遺伝資源の収集・保存・提供

国内外から産業利用上重要な微生物として、エネルギー関連菌（脂質生産菌、アセトン・ブタノール生産菌等）、バイレメ菌、抗生物質生産菌、病原微生物（日和見菌）、基準菌株等を新たに収集し、668株をNBRC株として登録するとともに、8,084株の微生物、333クローン118ゲノムDNAの分譲を行った（平成25年3月末現在）。

- ・DNAの提供数は451個（平成25年3月末時点、平成23年度比：全体17%増、ゲノムは37%増）であった。
- ・技術的な動向に伴うニーズの変化を踏まえ、微生物クローンのみならずゲノムの提供を行っていることの効果が表れ、ゲノム分譲が2年連続で前年度比35%以上増（平成23年度67%増、平成24年度37%増）と大きく増えた。
- ・MALDI TOF-MSを利用して600株以上のデータをライブラリ化し、細菌等について品質管理に応用することで、品質管理の高度化・効率化を図っている。

② 有用機能等の探索源となる生物遺伝資源の収集・保存・提供

ア. アジア各国・日本国内での微生物探索

- ・アジア2ヶ国と二国間による微生物探索を実施。国内外（特にアジア地域）の様々な環境より有用機能等の探索源となる微生物（スクリーニング株）を4,368株収集保存。

(a) ベトナム

- ・北部ホアビン市周辺、南部コンダオ島等において採集した土壌・落葉・発酵食品等の試料より、糸状菌・酵母・乳酸菌・放線菌合計2,085株を分離・選択し、日本へ移転して整理・保存作業を進めている。
- ・平成23年度にベトナムで収集した糸状菌・酵母合計554株、平成20～22年度にバイオマスPJで収集したベトナムの糸状菌・放線菌・酵母合計962株を提供用として整理・保存した。
- ・なお、微生物探索には、酵素系企業、食品系企業各1社との合同探索を行った。

(b) モンゴル

- ・南部ウヌムゴビ県、西部ザブハン県等のゲルにおいて採集した土壌・落葉・発酵乳等の試料より、糸状菌・酵母・乳酸菌・放線菌合計1,110株を分離・選択し、日本へ移転し保存した。そのうち放線菌402株を提供用として整理・保存した。
- ・なお、微生物探索には、酵素系企業、食品系企業各1社との合同探索を行った。

(c) 国内

- ・木更津市で収集した糸状菌342株、奄美大島で収集した糸状菌・偽菌類・放線菌合計1,547株、秩父市で収集した放線菌117株、国内の果実・発酵食品等から分離した細菌82株を整理・保存した。
- ・平成20～22年度にバイオマスPJで収集した糸状菌355株を提供用として整理・保存した。また、国内各地から収集した石油・塩素化エチレン等の分解菌7株を整理・保存した。

イ. スクリーニング株の提供

- ・生物多様性条約（CBD）を遵守した契約により国内企業及び大学等に新規 12,648 株を含む 21,682 株を提供した。
- ③ 生物遺伝資源の提供体制強化と利用促進
- ・問い合わせや要望の多い株に下記のような情報を付加した。
  - ・黄色ブドウ球菌のコアグラゼ生産能の分析や、大腸菌の培養性状調査、糸状菌の胞子形成に関する培養条件など、ユーザニーズの高い各種検定指定株の情報に関する試験を行い、順次情報の公開を行った。
  - ・乳酸菌のうち糖の資化性が異なるものを利用したいとの要望があり、乳酸菌 20 株について、糖資化性の情報を取得し、ホームページで公開を行った。
  - ・酢酸菌の産業利用のために生育温度の異なるものを利用したいとの要望があり、酢酸菌 20 株について、生育温度特性のデータを取得した。
  - ・特定微生物試験（局方）に用いられる株のうち、Vibrio 属菌について、培養性状試験を行った。
  - ・JIS の微生物限度試験等で指定されている NBRC 9455 について、継代回数や培地による胞子形成能の変化を調べ、メールマガジンで公表した。
  - ・環境修復への利用が期待され、これまで一般に広く公開されていない塩素化エチレンをエチレンまで脱塩素化する Dehalococcoides 菌を日本で初めて分離することに成功し、単離された菌は企業にも興味を持たれ、共同で特許出願を行った（平成 24 年 11 月末）。
  - ・バイオ燃料や健康等の産業に利用される微細藻類の代謝産物に関する外部機関等の共同事業を開始した。また、ナイトが保有する微生物の産業利用を促進するため、民間企業等と共同提案した微細藻類由来バイオ燃料関係の事業が NEDO 事業「戦略的次世代バイオマスエネルギー利用技術開発事業（次世代技術開発）/微細藻類バイオ燃料製造に関する実用化技術強化の研究開発」に採択された。同時に民間企業が設立した「微細藻燃料開発推進協議会（JMAF）」への参画要請を受け、今年度より参画した。
  - ・健康・医薬品等の産業に利用される放線菌の代謝産物に関する外部機関等の共同事業により、NBRC 株から新規の二次代謝産物候補及び既知の二次代謝産物を同定した。今後、情報の公開を行っていく予定。
  - ・国内で保存実績のない鞭毛菌類及びアクラシス粘菌類の凍結保存方法を確立させ、効率的な維持管理や迅速提供を可能にした。
  - ・平成 18 年度に生物遺伝資源部門で認証を取得した ISO9001 については、マネジメントレビュー（4 回／年）、顧客満足度調査（ユーザーヒアリングを実施）、ゲノム情報及び MALDI TOF-MS を活用した品質管理、利用者からの問い合わせに対する指導・回答（平成 25 年 3 月末現在約 1,800 件）を行い、さらに平成 25 年 10 月に更新審査を受けた結果、指摘事項はなく、認証の更新が認められた。
  - ・生物遺伝資源の保存方法、培養方法等に関する様々な情報を利用者に提供するため、メールマガジンを隔月で配信した。平成 25 年 3 月末の登録会員数は約 1,440 人（平成 23 年度末より約 100 人増）。

- ・利用者から要望のある微生物の基本的な取扱いに係る実験講習会を2度開催し、微生物の利用促進を図った。
  - ・抗生物質に代表される医薬成分などに応用されている化合物の、生合成経路に関わる遺伝子クラスター情報を網羅的に集約した、放線菌の二次代謝合成遺伝子のデータベース「DO BISCUIT(ドビスキュイ)」を構築し、平成24年3月の公開以降今年度5回のリリースを実施するとともに、論文発表を行った。平成24年までにアノテーションに着手していた77クラスターに最新の知見を追記した上での公開を実施した。また、新規クラスターのアノテーションにも着手・公開した。
  - ・国内のバイオ産業団体、各地域の公設試験研究機関、大学、研究所等との連携を図りつつ、イベントや国内外の学会での発表・展示やホームページ、雑誌、新聞等のメディアを利用した広報活動を国内外で行い、ナイトが保有する生物遺伝資源の種類や性質、提供しているサービス等様々な情報の利活用を促進した。
  - ・ユーザーに有益な生物遺伝資源情報を提供できる体制を整備するため、生物資源管理システムの構築を開始した。具体的には、平成25年10月から調達を予定しているシステム構築のための仕様書作成に着手した。
- ④ 国内生物遺伝資源機関とのネットワークの構築
- ・日本微生物資源学会(JSCC)参加23機関中、8機関の菌株データを公開しているが、本年度にはそのうち7機関についてデータの更新を行った。
  - ・ナショナルバイオリソースプロジェクト(NBRP)の公開しているデータベースとの連携について打合せを行った。
- ⑤ アジア諸国との生物遺伝資源機関(BRC)ネットワークの運用
- ・日本・中国・韓国・タイ・フィリピンの9機関によるアジア統合データベース(ABRCN)を着実に運用した。
  - ・世界微生物株保存連盟(WFCC)の世界微生物データセンター(WDCM)が推進する世界微生物カタログ(GC)プロジェクトへの協力に同意し、NBRCが提供している微生物に関する情報を提供した。
  - ・WDCMの主催する国際ワークショップで講師を務めるとともに、トレーニングコースに職員1名を派遣した。
- ⑥ GBRCN 枠組み構築への貢献
- ・6月にポルトガルで開催されたGBRCN報告会に参加するとともに、欧州BRCの主要メンバーと会談を行った。
  - ・GBRCNの活動はドイツ政府の資金援助によって行われてきたが、昨年で資金援助は終了しており、GBRCNの活動自体も当該報告会で終了した。そのうえでEUでは、欧州を中心とした新たなBRCネットワーク活動(Microbial Resource Research Infrastructure(MIRRI))が開始しているため、11月末にドイツで開催されるMIRRIキックオフシンポジウムに参加し、情報収集を行った。
- ⑦ アジアコンソーシアムの運営
- ア. ACM9の開催
- ・10月にタイにて、第9回ACM(ACM9)を開催した。開催準備やメンバー国の参加支

援を行い、開催国タイに協力した。

- ・新たなメンバーとして、新規国インドを含む4機関（JCM：日本、MTCC：インド、BIOTECH：フィリピン、BEDO：タイ）を承認した（現在13カ国22機関が参加）。
- ・微生物資源移転管理タスクフォース（MMT-TF）で検討している微生物移転の国際的メカニズムについて報告し、その必要性についてコンセンサスを得た。
- ・ACM人材育成タスクフォース（HRD-TF）主催ワークショップを2月にナイトで開催し、8名のナイト職員がアジア各国の10名に、食品微生物の簡易同定をテーマとした講義と実習を行った。

## （2）海外生物遺伝資源に対するアクセスルートの確保

### ① 二国間協力における共同事業の実施

アジア7か国と二国間による共同事業等を実施。これらの利益配分の一貫として各国にてワークショップを開催し、海外資源国との連携を強化した。

#### ア. ベトナム

- ・微生物の分類学、生態学に関する共同研究を維持し、その中で技術協力を実施した。
- ・ベトナムでの資源合同探索は2件（企業）応募があり、11～12月にベトナムで探索を実施した。また、現地の研究者と共同で作業を実施し、ワークショップを開催する等、人材育成を行った。
- ・1～3月にかけてベトナム微生物探索プロジェクトのメンバー2名を招へいしてナイトで共同事業を実施した。
- ・平成25年度以降の共同事業についてベトナム国家大学ハノイ校（VNUH）と合意し、3月にMOU、PAの契約を締結した。

#### イ. モンゴル

- ・微生物の分類学、生態学に関する共同研究を維持し、その中で技術協力を実施した。
- ・モンゴルでの資源合同探索は2件（企業）応募があり、7～8月にモンゴルで探索を実施した。また、現地の研究者と共同で作業を実施し、ワークショップを開催する等、人材育成を行った。
- ・11月に1か月間、モンゴルの研究者2名を招へいし、ナイトで共同事業を実施した。
- ・平成24年度以降のMOU、PAの継続契約を5月にモンゴル科学院（MAS）と締結した。

#### ウ. ブルネイ

- ・ブルネイの菌株を日本のユーザーが利用できるように、素材移転合意（MTA）交渉を行った。産業一次資源省から提示されたMTA案を精査、検討した。

#### エ. インドネシア

- ・独立行政法人国際協力機構及び独立行政法人科学技術振興機構の共同事業である地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）において、ナイトとインドネシア科学院（LIPI）との間で8月にPAを締結した。

- ・インドネシアにのべ 49 名の職員（役員、共同研究先を含む。）を派遣し、微生物の採取・分離・機能解析方法などの人材育成を行うとともに、採取した内の 924 株、77 サンプルを日本に移転し、同定・形質分析を進めている。
- ・インドネシアからは研究者 11 名が来日し、微生物の分離・同定・保存・分類等の技術移転、菌株の管理やデータベースに関する検討などを行った。
- ・平成 24 年 6 月にインドネシア科学院高官が来日し、理事長および経済産業省製造産業局長への表敬訪問を行うとともに、NBRC の視察並びに BRC の事業展開の紹介を行い、インドネシア側に国際標準 BRC 設置の重要性および SATREPS プロジェクトの意義について意見交換を行った。
- ・日本政府が CBD COP10 において約束した途上国支援事業の「眠れる森のび（美・微生物プロジェクト）」に協力した。

#### オ. タイ

- ・CBD 名古屋議定書を考慮した新規 MOU についてタイの国家遺伝子工学バイオテクノロジーセンター（BIOTEC）と合意し、10 月に締結した。また、この MOU の下で行う共同事業の PA を 1 月に締結した。
- ・国際緊急共同研究・調査支援プログラム（J-RAPID）で採択されたタイ水害関連研究の共同事業を実施するため、PA を締結した。

#### カ. 中国

- ・中国科学院微生物研究所（IM-CAS）と平成 24 年度以降の MOU 契約を 10 月に締結した。

#### キ. 韓国

- ・韓国生命工学研究院（Korea Research Institute of Bioscience and Biotechnology）と共同事業を行うための MOU について協議を開始した。

#### ク. インド

- ・インドの CBD 国内法に則って BRC 間の微生物移転を円滑に行うために、MOU を締結する方針を決定した。

### ② 新規アクセスルートの調査

- ・スリランカの政府窓口（環境省）を訪問し、同国の資源アクセスに関する政策方針の調査と意見交換を行った。大学・研究所を 3 機関、視察した。
- ・コスタリカ生物多様性研究所（INBio）から 2 回に渡り、資源アクセスの現状とビジネスモデルの紹介を受け、意見交換を行った。
- ・アフリカ地域については、引き続き情報収集を行うとともに、対象国としての可能性を検討中。

### ③ 欧州 BRC の調査

- ・6 月に生物遺伝資源機関ネットワーク（GBRCN）報告会、微生物資源研究基盤（MIRRI）と欧州微生物保存機関連合（ECCO）の会合に参加、12 月に MIRRI のキックオフ会議に出席し、ヨーロッパの動向を調査した。
- ・12 月に「BRC 活動に及ぼす生物多様性条約/名古屋議定書の影響」をテーマとした国際シンポジウムとワークショップを主催し、欧州とアジアの BRC 間で議論を深め

た。

#### ④ 名古屋議定書に関する情報収集

- ・第1回名古屋議定書政府間委員会（ICNP-1）、第11回生物多様性条約締約国会議（COP11）に参加し、名古屋議定書の国際的動向の情報収集を行った。
- ・環境省主催の「名古屋議定書に係わる国内措置のあり方検討会」に委員及びオブザーバーとして出席するとともに、一般財団法人バイオインダストリー協会（JBA）主催の「生物多様性総合対策事業タスクフォース会合」へ委員として出席し、国内措置に対する方向性に意見を述べた。
- ・帯広畜産大学生物多様性条約セミナー、国際微生物学連合会議、日本生物工学会、日本技術士会生物工学部会、バイオジャパン、産業技術連携推進会議、千葉県バイオ・ライフサイエンス・ネットワーク会議、日本農芸化学会等において、生物多様性条約及び名古屋議定書の企業、研究者等への普及・啓発活動としてシンポジウム・講演を行った。

#### （3）特許微生物に係る寄託業務の効率化の推進

- ・関係者間で取りまとめた一元化の基本方針である「特許寄託業務の一元化に向けたアクションプログラム」（以下「アクションプログラム」という。）のとおり、平成24年4月1日つくばの特許生物寄託センター（以下「IPOD」という。）の業務を産総研から継承しつくばにおいて事業を開始した。かずさの特許微生物寄託センター（以下「NPMD」という。）とも連携を密にし、IPODのかずさへの移転準備（菌株の移送等）、かずさでの受け入れ態勢の整備、その他一元化に係る諸作業がある中で遅滞なく特許法施行規則及びブダペスト条約等に基づく寄託機関として、微生物の特許寄託業務を実施した。
- ・産総研から事業を継承したことにより業務量が増大したが、限られた人員体制で特許出願者に不利益を与えることなく適切に業務を遂行した。ナイトではこれまで扱っていない植物細胞、種子、原生動物について、死滅させることなく保管を実施した。
- ・平成25年4月1日のIPODのかずさバイオテクノロジーセンターへの移転と業務の一元化に向け、受入れ施設における微生物保管設備の増強、事務室、実験の改修工事を行い1月末に完成した。
- ・特許寄託微生物（約13,000件、20万サンプル）の移送に際しては、運搬中の事故等による死滅を回避するため、サンプルの保管形態別に移送するなどの万全の準備を行い、3月中旬無事終了した。
- ・一元化（平成25年4月）後の手数料について、ユーザーへの影響等を考慮しつつ、かずさ集約後の経頭に検討を行い改定した。この新たな手数料については、特許庁に届出を行うとともに、ユーザーに対する説明会（平成24年11月）、ホームページへの掲載、寄託者へのダイレクトメール（約1500通）により関係者に広くお知らせした。なお、当該情報は特許庁から公示され、WIPOのホームページでも公表されている。
- ・業務の一元化に向けた電子台帳（特許寄託情報）の統合については、業務上通常よ

りも厳しく求められるセキュリティにも十分配慮し、情報システムの改修を実施した。また、電子台帳の統合に伴う業務規程等の改定も遅滞なく実施した。

- ・施設・設備の共用化、人員の業務兼務については、NPMD 職員全員に生物資源課の業務を兼務させ、NPMD 実験室において生物資源課の業務を行うことにより、施設・設備の共用及び人員の業務兼務推進を図ることとした。

#### A-4. 適合性認定分野

##### 1. 製品事故の未然防止、取引の円滑化等への貢献

###### (1) 法令に基づく認定等

①～② JNLA、JCSS、MLAP の認定プログラムごとの業務実績は次のとおり。

ア. JNLA（工業標準化法に基づく試験事業者登録制度）

a. 申請受付：63 件（うち新規 13 件、追加 12 件、更新 38 件）

〔参考〕 23 年度 33 件

b. 登録件数：44 件（うち新規 12 件、追加 8 件、更新 22 件、前年度受付分含む）

〔参考〕 23 年度 44 件

c. 登録事業所数：212

〔参考〕 23 年度 201

d. 評定委員会開催：9 回

e. 評定委員会審議要否検討会：7 回

f. 申請受付から登録までの期間

全て標準処理期間（150 日）内に処理した。

g. 海外審査の実施

抗菌分野（繊維）で海外日系試験所の初の登録審査を行い、海外展開の支援を行った。

h. 変更届出書の処理

登録試験事業者からの変更届出書 198 件については、遅滞なくその内容を確認し、登録証の変更等所要の処置を行うとともに事業者登録内容の維持管理を確実に実施した。

〔参考〕 23 年度 278 件

i. 外部審査員などの活用

- ・審査 63 件のうち、外部審査員を 18 件、非常勤職員を 40 件で積極的に活用することにより、常勤職員の事務処理時間を確保し、ガイダンス文書の改正等を効率的に実施した。

j. 告示改正作業の支援

- ・JIS 規格の改正情報、区分追加の要望等に対応するため、告示内容を見直し、年 2 回、6 月と 12 月の JIS 情報を基にそれぞれ改正案を作成し、経済産業省に提案して、同省が行う告示改正作業を支援した。直近では平成 24 年 11 月 22 日の登録区分改正告示に反映され、今後も順次、告示改正に反映される予定である。

k. ガイダンス文書等の作成、公表

- ・申請者及び登録事業者の利便性向上を図るため、鉄鋼・非鉄分野、土木・建築分野、窯業分野及び化学品分野で不確かさの見積もりに関する文書等 4 件を制定し公表した。
- ・鉄鋼・非鉄分野、土木・建築分野、繊維分野、化学品分野及び抗菌分野で JNLA 技術的適用指針等 8 件の改正作業を行った。
- ・技能試験要求事項説明会を東京・大阪それぞれ 2 回計 4 回開催し、95 名の参加者に対し IAJapan 技能試験に関する方針等について説明を実施した。説明会ではアンケート調査を行い、今後の技能試験の実施や技能試験に関する情報提供のあり方、JNLA への要望等について情報収集を行った。

#### 1. 事業者との情報交換とニーズへの対応

- ・（社）日本電球工業会及び（社）日本照明器具工業会の委員会に参加し、国際エネルギー機関（IEA）が主導している LED 照明の品質評価に係る世界的な枠組み（IEA-4E SSL Annex）にて実施している試験所間比較を JNLA 技能試験として活用するための調整や、LED 関係区分拡大要望を受け、JNLA の区分の見直しを実施するとともに、省エネ法トップランナー基準において LED 電球の試験に JNLA を活用することについて、経済産業省との意見交換を実施した。
- ・JNLA 施行 15 周年の節目にあたり、今後 JNLA の活用が見込まれる工業会、試験機関等の関係者を招き、これまでの JNLA 活用成果、産業界での更なる活用を図るための課題、消費者の立場から見た試験所認定制度に対する期待等について有識者の方々にご講演を頂き、JNLA の活用による我が国の産業競争力の強化に資することを目的としたシンポジウムを 3 月 11 日に開催した。シンポジウムではアンケート調査を行い、JNLA への要望等について情報収集を行った。
- ・個々の審査・検査終了後、事業者に対し審査・検査の満足度に関する調査とともに、JNLA に対する要望調査を行った。

#### イ. JCSS（計量法に基づく校正事業者登録制度）

- 申請受付：92 件（うち新規 10 件、追加 19 件、更新 63 件）  
[参考] 23 年度 86 件
- 登録件数：89 件（うち新規 12 件、追加 20 件、更新 57 件、前年度受付分含む）  
[参考] 23 年度 85 件
- 登録事業所数：252  
[参考] 23 年度 234
- 評定委員会開催： 7 回
- 評定委員会審議要否検討会： 18 回
- 事業区分の登録
  - ・未登録区分であった「粘度」を登録。粘度計の計量計測トレーサビリティの確立により、食品、医薬品、化粧品、石油関連業界等における品質性能の向上が期待できる。
- 申請受付から登録までの期間
  - ・最高測定能力の確認に時間を要した 1 件、書類審査での技術能力の確認等に時間



を要した 2 件を除き、標準処理期間（150 日）内に処理した。

h. 変更届出書の処理

- ・審査 92 件に対し、非常勤職員を 47 件及び外部審査員を 26 件と積極的に活用することにより、常勤職員の事務処理時間を確保し、20%程度増加した登録事業者からの変更届出書 325 件について、迅速にその内容確認を行い、登録証の変更など所要の処置を行うとともに事業者登録内容の維持管理を確実に実施した。

[参考] 23 年度 288 件

i. 技術委員会、技術分科会等

- ・登録の一般要求事項の改正、分野共通的な技術事項に関する指針の制定等のために技術委員会を 1 回開催するとともに、各量において、新規種類の追加、既存文書の改正、技能試験運営等に必要な技術事項を検討するため、技術委員会各量別分科会を 15 回開催した。

j. ガイダンス文書等の作成、公表

- ・申請者及び登録事業者の利便性向上を図るため、不確かさの見積りに関するガイド 1 文書（トルクレンチテスト）を新規に作成し、公表した。
- ・最新の校正技術への対応、校正の信頼性向上及び ILAC 方針への対応等のため、分野共通文書 4 文書（種類規程、手引き）、技術的適用指針 11 文書、不確かさの見積りに関するガイド 6 文書の計 21 の既存文書を改正して公表した。。

k. JCSS に係る普及・広報活動

- ・JCSS 及び認定に関する情報の普及・広報のため、展示会への出展（4 件）、計測標準フォーラムへの参加、雑誌等への寄稿（11 件）を行った。

ウ. MLAP（計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度）

a. 申請受付：16 件（うち新規 2 件、更新 14 件）

[参考] 23 年度 74 件

b. 認定件数：18 件（更新のみ、前年度受付分含む）

[参考] 23 年度 71 件

c. 認定事業所数：105

[参考] 23 年度 111

d. 評定委員会開催：8 回

e. 申請受付から認定までの期間

- ・申請者の認定有効期限日に配慮して、今年度に更新手続きを完了した 18 件は全て標準処理期間（100 日）内に処理した。

f. 変更届出書の処理

- ・認定事業者から 158 件の変更届が提出され、迅速に変更内容の確認を行い、認定証の変更等所要の処置を行うとともに事業所認定内容の維持管理を確実に実施した。

[参考] 23 年度 191 件

g. 外部専門家の活用

- ・申請受付 16 件全てに外部専門家を活用した。

#### h. 制度に対する要望調査

- ・個々の審査終了後、事業者に対し審査の満足度に関する調査とともに、MLAP に対する要望調査を行った。

#### ③ 定期検査の実施

- ・ APLAC 及び ILAC の MRA を希望する認定事業者に対しては、MRA 要件を維持するため認定基準である ISO/IEC17025、ISO ガイド 34 の最新版を用いて 103 件実施した。
- ・ 2 年ごとの定期検査を的確に実施するために、年度計画において前回検査実施日及び今年度の実施予定月を明確にし、さらに認定事業者に定期検査実施予定時期のアナウンスを行い、計画的に実施した。
- ・ 内訳は次のとおり。

##### a. JNLA 定期検査実績

実施件数： 24 年度 42 件

[参考] 23 年度 34 件

##### b. JCSS 定期検査実績

実施件数： 24 年度 65 件

[参考] 23 年度 73 件

- ・ JNLA 及び JCSS の MRA 対応認定事業者の最新認定情報を日本語及び英語でホームページに掲載し、国内外の試験・校正ユーザーの利便性を図った。

#### ④ 技能試験の実施及び外部技能試験の活用

認定事業者の技術能力を確認するため、次のとおり JIS Q17043 に基づく技能試験を実施又は外部技能試験の結果を活用した。

##### ア. JNLA（工業標準化法に基づく試験事業者登録制度）

###### a. 自らが実施する技能試験

- ・ 4 月に技能試験新 4 か年計画を公表するとともに、1 分野 1 プログラム（土木・建築分野）を実施中。

###### b. 外部機関が実施する技能試験結果の活用

- ・ 外部機関が実施する技能試験 3 分野 5 プログラム（土木・建築分野 1、繊維分野 3、抗菌分野 1）について、JIS Q17043 への適合性を評価し、その結果を活用した。

[参考] 23 年度技能試験利用 7 プログラム

##### イ. JCSS（計量法に基づく校正事業者登録制度）

###### a. 自らが実施する技能試験

- ・ 振動加速度、放射線、力、質量、圧力、温度、体積、硬さ及び音響区分の 9 プログラムで技能試験を開始した。
- ・ また、技能試験参加実績のない個別の JCSS 登録申請に対する申請事業所の技術能力を確認するため、技能試験（測定監査）を 20 プログラムで実施した。（平成 23 年度は 22 プログラム）

###### b. 外部機関が実施する技能試験結果の活用

- ・ 外部機関が実施する技能試験については、JIS Q17043 への適合性を評価し、温度 2、質量 1、電気 4 の 7 プログラムを承認し、その結果を活用予定。

[参考] 23年度技能試験実施 4プログラム

外部技能試験活用 3プログラム

c. 外部技能試験プロバイダーの育成

- ・業務効率化の観点から外部リソースの活用を図るため、質量（1種類）、長さ（5種類）の区分において外部技能試験プロバイダーを育成した。次年度からこれらの技能試験の実施は当該プロバイダーを活用する。

ウ. MLAP（計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度）

- ・（社）日本環境測定分析協会を外部技能試験プロバイダーとして MLAP 技能試験を開始した。同技能試験プログラムの計画・設計段階で助言を行い、現在技能試験データの取りまとめを完了し、参加事業者宛に結果報告書を送付した。また「不満足」の項目があった参加事業者に対して、原因究明と是正処置を要請した。

（2）法令に基づく認証機関の調査

- ・経済産業省に係る法令に基づいて、認証機関の登録のための調査等を次のとおり実施した。

① 工業標準化法に基づく登録認証機関の登録等関係業務

- ・経済産業大臣及び各経済産業局長から7件の調査指示を受け、事業所調査3件、書面審査4件、工場立会調査2件及び試験所立会調査2件を実施し、その結果を経済産業大臣又は経済産業局長に報告した。

② 製品安全4法に基づく国内（外国）登録検査機関の登録等関係業務

- ・経済産業大臣より13件（1件外国事業所）の調査指示を受け、更新のピーク年度であるが確実に実施し、その結果を経済産業大臣に報告した。

③ 特定機器相互承認法に基づく適合性評価機関の認定等関係業務

- ・平成24年度は経済産業大臣からの調査の指示はなく、実績はない。

（3）法令に基づく認証機関等への立入検査

① 立入検査、フォローアップ調査

- ・以下、各認定業務の立入検査及びフォローアップ調査に関する業務を実施した。

ア. JNLA

- ・試験所移転の届出に伴う試験施設の確認等を目的として、計7件を実施した。

イ. JCSS

- ・立入検査については、苦情等の情報や変更届等により確認が必要となる案件が無かったため、本年度は実施していない。

ウ. MLAP

- ・認定後約1年半を迎える25事業所に対してフォローアップ調査を実施した。フォローアップ調査の結果、不適合のあった10件については是正を求め、期限内に是正されたことを確認した。また、来年度ピークとなるフォローアップ調査の効率化案を作成し、経済産業省の了承を得た。

② 工業標準化法に基づく登録認証機関の登録等関係業務

- ・平成24年度は経済産業大臣から1件の立入検査の指示を受け、その結果を経済産業大臣に報告した。

- ③ 製品安全 4 法に基づく国内（外国）登録検査機関の登録等関係業務
  - ・平成 24 年度は経済産業大臣からの立入検査の指示はなく、実績はない。
- ④ 特定機器相互承認法に基づく適合性評価機関の認定等関係業務
  - ・平成 24 年度は経済産業大臣からの立入検査の指示はなく、実績はない。
- ⑤ 計量法に基づく濃度に係る計量証明事業者等に対する立入検査業務
  - ・平成 24 年度は経済産業大臣からの立入検査の指示はなく、実績はない。

(4) 政策的・社会的要請に対応する認定等

①～② ASNITE（製品評価技術基盤機構認定制度）

- ・ASNITE 認定プログラムは、これまでに開発した認定範囲としては、校正事業者認定（JCSS を除く。）、試験事業者認定（JNLA を除く。）、標準物質生産者認定及び製品認証機関認定があり、平成 24 年度は、次のとおり認定ニーズに対応した。

ア. ASNITE 校正事業者の認定

- ・認定ニーズに基づき、昨年度認定審査の準備を行い、申請を受け付けた ASTM 規格（米国）による一軸試験機の現地校正を認定し、日本企業の海外展開をサポートした。
- ・既存の認定区分では 11 件の申請を受け付け、（NMI）を受け付け、前年度受付分を含む 12 件を認定した。
- ・JICA プロジェクトに基づき、NIMT（タイ国立研究所）の認定を 5 月に完了し、TISI（タイ国認定機関）への移管を完了した。
- ・独立行政法人産業技術総合研究所が震災で被災したため、一部、実施できなくなった校正事業に対して、復旧状況等を確認し、その結果を ASNITE のホームページで公表することにより、利用者の利便を損なわないよう平成 23 年度から継続して情報を提供した。

認定事業所数：16、[参考]23 年度：16

イ. ASNITE 試験事業者（一般）の認定

- ・事業者等からの認定対象範囲拡大の要望を踏まえ、昨年度改正した認定対象区分表の範囲拡大審査（医用電気機器及びエネルギースタープログラム）を行い、認定を行った。

認定事業所数：28、[参考]23 年度：33

ウ. ASNITE 試験事業者（IT）の認定

- ・ASNITE 試験(IT)では、国内におけるスマートカードを含む IC チップ搭載製品<sup>(※)</sup>の安全性確保に必要、かつ、今後の同製品の海外展開に貢献が期待される新規 IT セキュリティ先端分野で、国内初のセキュリティ評価・試験機関を認定。国内認証機関（IPA）による、国際スキームに基づく製品認証、登録が可能になった。

（※パスポ、運転免許証、ID カド、銀行系カド等広く普及）

- ・国内企業支援のため、海外評価機関による IC カードセキュリティ評価から国内評価機関による評価制度の構築及び国際規格に基づく暗号モジュール試験認証制度の米国、カナダとの相互承認に向け、「コモンクライテリア評価ハードウェア（スマートカード等）」、「暗号モジュール試験暗号ハードウェアモジュール」、「シ

システム LSI 侵入テスト」の 3 つの区分を新規に制定した。

認定事業所数：6、[参考]23 年度：6

#### エ. ASNITE 試験事業者（環境）の認定

- ・認定に関する問い合わせに対して適確に対応した結果、4 件の新規認定申請を受け、うち 2 件を認定した。
- ・従来法の改良試験技術（定量 NMR 法）による認定審査に対応するため、新たに外部技術アドバイザー 1 名を登録した。
- ・環境放射能測定に係る認定分野について、関係省庁との打合せを実施。産業技術総合研究所の協力を得ながら特定要求事項案の詳細について調整を行った。来年度の業務開始を目指して調整継続中。

認定事業所数：27、[参考]23 年度：13

#### オ. ASNITE 標準物質生産者の認定

- ・5 標準物質生産者について、APLAC 方針に基づき、ISO ガイド 34:2000 から改正 ISO ガイド 34:2009（改正ガイド 34 への適合の確認）を 5 月に完了し、国際整合性を確保した。
- ・認定範囲拡大審査 2 件を実施した。
- ・業務実施体制強化と共に審査員の効率的な運用のために、審査員資格者を中心に改正 ISO ガイド 34 に関する研修を行った。また、12 月上旬に第 1 回標準物質生産者評定委員会を開催し、認定の可否に関する審議と共に、前述の審査員研修結果をふまえて、標準物質生産者認定業務を担当する審査員 8 名の登録を行った。

認定事業所数：8、[参考] 23 年度：8

#### カ. ASNITE 製品認証機関の認定

- ・前年度に鉄道システムの海外進出を支援するため、設計から製造までを対象とした鉄道システム認証に向け新規認定区分を設定し、平成 24 年 9 月に国内初の認定をした。経済産業省及び国土交通省とも連携・調整しつつ、国内初の認定である旨をプレスリリース・プレスレクを実施した。

認定事業所数：3、[参考] 23 年度：3

#### キ. ASNITE/JCLA 認定試験事業者の ASNITE 試験事業者等への移行

- ・JCLA（日本化学試験所認定機構）の認定事業廃止（平成 22 年 9 月末）にあたり、当面の認定の維持を希望する試験事業者を受け入れるために開設した新たなプログラム（ASNITE/JCLA）の認定試験事業者については、順次 ASNITE 試験事業者等への移行を進めた。

ASNITE 試験事業者（環境）への移行：8、JNLA への移行：2。

認定事業所数：46、[参考] 23 年度：64

#### ク. ASNITE 定期検査実績

実施件数： 24 年度 25 件

[参考] 23 年度 27 件

#### 内訳

- ・ASNITE 試験事業者 17 件（一般 14 件、I T 3 件）

- ・ASNITE 校正事業者 3 件
- ・ASNITE 標準物質生産者 3 件
- ・ASNITE 製品認証機関 2 件

#### ケ. ASNITE/JCLA 検査実績

実施件数： 24 年度 25 件

[参考] 23 年度 52 件

#### コ. ASNITE 認定業務の効率的運営

効率的な評定委員会運営のため、委員会構成の見直しを行い、ASNITE 校正事業者（NMI を除く。）認定の評定は JCSS を含む校正事業者評定委員会で、ASNITE 試験事業者（IT を除く。）認定の評定は JNLA を含む試験事業者評定委員会で実施し、ASNITE 認定に係る評定委員会を合理的かつ効率的に実施している。

#### サ. ASNITE の技能試験

平成 24 年度は必要とされる技能試験がなかったため実施していない。

#### シ. 認定ニーズ調査等

各種展示会等で JNLA、JCSS では対応できない認定ニーズの調査を行うとともに、個々の審査・検査終了後、事業者に対し ASNITE に対する要望調査を行った。

## 2. 中核認定機関としての信頼性の向上等

### (1) 国際規格に適合した技術的信頼性の高い認定機関運営

#### ① マネジメントシステムの維持・継続的改善及び効率化

- ・国際規格（ISO/IEC17011）に適合したマネジメントシステムの維持と適切な業務遂行のため、また PAC-MLA 評価対応での製品認証機関認定マネジメントシステムの国際整合化のための見直し等、63 文書の改正及び 11 文書の新規制定を行った。（現時点でのマネジメントシステム文書数は 233）。また、申請・認定事業者に対する要求事項である技術基準文書等は制定後速やかにホームページ上で公開し、透明性を図った（36 件）。
- ・内部監査は年 1 回実施し、JIS 法調査業務（JASC）、製品安全 4 法業務を含む全プログラムについてマネジメントシステムが適切に維持されているかを確認した。内部監査の結果、指摘のあった 33 件の不適合事項及び 9 件の懸念事項に対して速やかに是正し再発防止処置を徹底し改善した。
- ・マネジメントレビュー（所長による業務の見直し）を年 1 回実施（3 月に実施）し、マネジメントシステムの是正・改善を推進してきた。
- ・審査・検査に対する満足度調査及び認定機関に対する要望調査

顧客（申請・認定事業者）の要望を把握し、マネジメントシステムの改善に資するため、個々の認定審査・検査終了後、事業者に対し審査・検査の満足度に関する調査を実施した（回答 255（回収率 83%））。審査に対する不満等個別対応が必要な事項については、速やかに関係者から状況を聴取し、審査時の応対等の不満の根本原因を調査し必要な措置をとった。また、満足度調査結果は集計、分析を行い、審査員教育に資するために審査員連絡会等で報告するとともに、業務運営改善の必

要性の検討材料の一つとしてマネジメントレビューでも報告した。

- ・WEB上に認定センター及び審査員間の情報共有強化を目的とした審査員専用サイトを開設し、審査・検査業務に必要な最新情報、マネジメントシステム文書を提供した。
  - ・審査員管理用及び審査工程管理に係る次期データベースについては、仕様書を最終確定し、官報公告、ホームページによる公示（政府調達）を行ったが、適合証明書の提出が1社のみであったため入札までは至らず、仕様書の見直し等を行うためプロジェクトチームを発足し、検討を開始した。
  - ・記録の原本管理やバックアップ等は認定機関の管理方針に基づき実施し、内部監査で確認を行った。
  - ・雑誌「計測標準と計量管理」のIAJapanコーナーに、定期的に各プログラムの最新認定実績を提供した。
  - ・認定センターからTISI（タイ国認定機関）への認定移管によるタイの計量標準体制の強化への貢献についてホームページ及び専門誌に掲載した。
  - ・鉄道分野の製品認証機関の認定による鉄道インフラ輸出への貢献について、経済産業省、国土交通省と連携してプレス発表、ホームページ掲載を行った。
  - ・展示会等への参加は次のとおり実施した。
    - a. JCSS、JNLA等の啓発活動のため第10回計量計測総合展へ出展（4月18日～20日）
    - b. JCSS等の海外における認知度向上のためNCSLi（全米標準試験所会議）へ出展（7月30日～8月1日）
    - c. 認定センターのプレゼンス強化のためJASIS（旧分析展）へ出展（9月5日～7日）
    - d. インターメジャーへの出展（10月10日～12日）
    - e. 計測標準フォーラムでのポスター発表（11月9日）
    - f. JNLA 15周年シンポジウムの開催（3月11日）
  - ・ナイト広報と連動した認定制度の広報活動として以下を実施した。
    - a. NITE フレンドシップディ（7月22日）
    - b. 渋谷区子供科学センター（通称ハチラボ）（8月7日～10月4日）
- ② 審査員の確保及び資質・レベルの維持向上
- ・外部審査員向け研修を2回実施し、外部機関職員8名が参加した。その結果、計23名の技術的専門性の高い外部審査員を確保した。なお、当該研修には8名の内部職員が参加している。
  - ・技術専門性を強化するため、外部技術専門家、技術アドバイザーとして新たに17名を確保し、全体で403名となった。
  - ・認定に関する情報提供と審査レベルの平準化を図るため、審査員連絡会を2回開催した。第1回目は東京、大阪で別々に開催したが、第2回目はより効率的、効果的な連絡会とするため、審査員を一堂に集めて東京で開催し、延べ366名が参加した。
  - ・審査員及び委員の委嘱手続きを239件実施し、認定機関として審査員及び委員の最

新情報を継続管理している。

③ 認定機関職員の資質向上と技術力強化

- ・平成 24 年度職員研修計画に基づき、認定プログラム共通の内部研修を計 5 回実施し、認定機関要員としての資質や技術力の向上を図った。[認定研究会 - 3 回（内部講師による認定の活用、海外認定機関の評価活動を通して得た認定センターの課題及び JCGM 文書(VIM, GUM 及び関連文書)の最新動向をテーマとし、延べ 100 名の職員が参加)、マネジメントシステム関係研修 - 3 回（国際規格 ISO/IEC17011 研修 1 回、新規認定機関要員対象研修-2 回、延べ 52 名の職員が参加)]
  - ・試験所等外部機関を利用した外部研修は次のとおり実施し、職員の技術力強化に努めた。
    - a. JNLA 技術研修 3 回（電気、化学、土木・建築）
    - b. JCSS 量別校正技術研修 11 回
    - c. 品質管理関係研修 2 回
    - d. 計測関係研修 2 回
    - e. 不確かさ研修 1 回
    - f. ヒューマンエラー研修 1 回等]
  - ・海外機関等での研修として、海外地域機関（PAC）が実施する ISO/IEC17011 Peer Evaluator Work Shop に評価員候補者として審査員 4 名が参加し、評価員として登録された。
  - ・製品認証機関認定審査員及び候補者の技術研修とし、ISO/IEC17065 研修、IAF/GD5 研修（ISO/IEC ガイド 65 の適用文書）、鉄道分野の製品認証規格 IEC62278（RAMS）研修、財務諸表研修（財務・会計課講師依頼）を実施した。
  - ・認定業務リスクへの対応については、これまで蓄積してきた対応事例を基にして重大と考えるリスクを抽出し、それらのリスクと対応策を記した一覧表「認定業務におけるリスクと対応策」としてとりまとめ、職員がいつでも参照できる状態とし、新たなリスクが発生した場合は随時更新を行っている。また、審査員に対しては審査員研修及び審査員専用サイトを通して審査で扱う情報のセキュリティ対策について周知した。
- ④ 国際文書等の制定・改正活動の参加及びマネジメント文書への導入
- ・国際機関等の文書制定、改正等に関して国内調整を実施し、投票及びコメントを提出した（APLAC 25 件、ILAC 26 件、PAC 15 件、IAF 24 件）。
  - ・国際規格（ISO/IEC17065 及び 17067）の制定・改正に係る国内ミラー委員会及び JIS 化検討委員会に参加し、IAF での両規格の取扱い、移行方針等の国際的動向に係る情報の説明、提供を行った。
  - ・IAF/ILAC 合同総会及び関連会合（MLA 管理委員会、専門委員会、越境認定、製品認証、審査員教育 WG）に参加し、ISO/IEC17065 移行に関する IAF 文書作成提案等積極的に貢献した。また、PAC 総会及び関連会合に参加し、年間活動を通じ、PAC 文書作成等に積極的に貢献した。
  - ・計量関連国際ガイド委員会（JCGM）会合に委員として出席し、計量計測分野の国際技



術文書の見直し活動に貢献した。

- ・国際エネルギー機関(IEA) SSL(LED) 分科会主査として作業グループ(WG)を運営し、LEDの国際標準化活動に貢献した。
- ・上記、国際機関等の文書及び国際規格の制定・改正作業等を実施することにより、迅速かつ的確に認定センターのマネジメント文書を制定、改正した。

## (2) 国際的信頼性維持・向上等

### ① MRAの維持( APLAC再評価受審)

- ・平成23年12月に再評価を受審後、平成24年6月のAPLAC/MRA評議会にて、附帯条件なくAPLAC/ILAC-MRAの継続更新(試験、校正、標準物質生産者分野)が承認された。

### ② APLAC、ILACでの活動と貢献

- ・APLAC全委員会(技術、教育、広報、技能試験、MRA評議会)及びILAC関係委員会(相互承認、評定、技能試験、広報)への委員登録を継続するとともに各委員会活動への協力(委員会レベルでの指針等文書草案作業等)及び会合に出席し、適宜発言等することにより活動推進し、海外認定機関との協力体制の強化、MRA自体の信頼性向上及び国際的な地位の維持・向上を図った。
- ・APLAC技能試験委員会議長職を継続確保し、APLAC技能試験事業を運営管理することで主体的に貢献するとともに、APLAC技能試験委員会議長としてILAC、欧州認定協議会技能試験会合等に出席し、プレゼンテーションを行う等成果の普及、啓発に貢献した。
- ・評価員として海外3認定機関のAPLAC/MRA評価(うち1件はチームリーダー)を実施し、相互承認評価活動に貢献した。また、ILAC評価チームリーダーとして1名を派遣し、これまでで最多の評価活動への貢献を実施することで、APLAC、ILACにおけるプレゼンスを強化した。
- ・年度当初の計画外であるが、ベトナム認定機関からの要請により職員2名を派遣し、同認定機関の技術能力開発及び両国機関との関係強化に貢献した。
- ・JICAプロジェクト「ベトナム電気電子製品認証機関認定研修」研修生3名の受け入れに協力し、8月27日から7日間の研修に講師3名を派遣した。

### ③ PAC-MLAの評価受審

- ・4月までの書類審査後、5月末にPAC-MLA現地評価を受審。その後、指摘事項(不適合4件、懸念事項6件)に係る回答を準備後、評価チームとその内容について検討するとともに、関連してマネジメントシステム文書の改正等を行い、マネジメントの強化を図った。現在、PAC評価レポートの最終化に係る協議、対応を実施し、平成25年5月のPAC総会でのMLA署名実現に努めている。
- ・4月～5月のIAF会合(MLA管理委員会会合、専門委員会会合等)、6月のPAC総会及び関連会合に出席し、会合中の審議、文書改正作業に貢献した。また、これらの活動を通じて、認定センターの認知度を高めた。加えて、PACからの要請により、PAC加盟機関相互評価に係る評価員候補者の推薦(4名)を行い、必要な研修を受講し、名簿に登録した。

- ・10月には IAF/ILAC 合同総会及び関連会合 (MLA 管理委員会、専門委員会、越境認定、製品認証、審査員教育 WG) に参加し、ISO/IEC ガイド 65 から ISO/IEC17065 への移行に関する IAF 文書作成提案等積極的発言を行うことで認知度の向上に努めるとともに、中国、香港、米国等 PAC 加盟機関と移行に係る情報交換を今後も進めることとした。

#### ④ 認定制度の信頼性向上、普及拡大

ア. 日本認定機関協議会 (以下「JAC」という。) の活動において、平成 24 年度は以下の委員会及び WG を開催した。

- 運営委員会 (全体的方針を決定) 1 回
- 情報委員会 (研修、技能試験、国内外の動向等の情報収集及び提供) 1 回
- 技術委員会 (基準に関する認定機関間の理解の整合を促進) 1 回
- 試験所認定機関協議会 (以下「JLAC」という) / 試験所認定 WG (制度の普及や技術的活動についての意見交換や情報共有) : 5 回
- IAF/ILAC の「世界認定推進の日」に係るウェブサイトコンテンツを JAC を通じて国内に提供した。

イ. 認定制度の利用拡大・普及のための広報活動

- ・試験・校正等事業者向け JLAC 技術情報セミナーを 9 月 28 日開催 (100 名が参加)

ウ. 審査員の相互利用・研修の共催

- ・昨年度に続き、認定センターが主催する外部審査員研修に JAC メンバー組織から研修生 (2 名) を受入れた。当該 JAC メンバー組織では、認定センターが主催する外部審査員研修終了者を審査員として登録しており、JAC メンバー間での協力推進を図った。

エ. 認定制度の普及を図るためのセミナーの開催に係る活動】

- ・JAC 傘下の JLAC で技術情報セミナーの準備に係る検討など計 5 回の会合を行い、9 月 28 日にセミナーを開催した (100 名参加)。本年度は食品関係の国際規格、食品中の放射性セシウム検査方法等を中心に技術情報の提供を行った。

オ. メンバーの意見の反映

- ・APLAC/ILAC 投票案件に対しては、認定センターが国内 3 認定機関 (IAJapan、JAB、VLAC) を代表して機関間の調整を行い、APLAC/ILAC に回答する等、JAC 事務局として主導的な活動を継続した。(回答件数 APLAC 25 件、ILAC 26 件 再掲)

### 3. 標準物質に係る情報提供

#### (1) 国際標準物質データベース (COMAR)

- ・11月に標準物質情報委員会を開催し、標準物質情報委員会の了承を得た新規認証標準物質及び既登録の認証標準物質で新たに委員会の承認を得た計 64 件を COMAR データベースに新規登録するとともに、136 件の変更登録を行った。登録総数は 1,483 件となった。また、登録情報の内容修正などを約 250 件実施した。
- ・年度中の COMAR 運営会議の開催はなかった。

#### (2) 標準物質情報データベース (RMinfo)

- ・全てのデータ登録事業者(52事業者)より得た標準物質登録データの更新の有無に関する情報を元に、1,110件のデータ更新を行い、データの信頼性向上を図った。登録総数は7,772件。また、認定センターの働きかけにより、自ら情報入力ができる2事業者については今年度のデータ修正等を自ら実施し、その修正内容を認定センターで確認し公表を行った。
- ・更なる運用管理の改善を図るため、他の主体への移管を含めた運用管理の見直しについては、経済産業省、産業技術総合研究所及び技術サポート事業者と複数回の打ち合わせを行い調整した結果、平成25年10月に産業技術総合研究所に業務移管することとなった。

## A-5. その他

### 1. 講習業務

#### (1) 電気工事士法に基づく講習関係業務

- ・定期講習について、全国で289回(平成23年度:211回)の講習を開催し、28,115人(平成23年度:23,112人)が受講した。
- ・自然災害(台風・大雪)の影響を受け、沖縄県那覇市(6/5)及び福島県郡山市(1/15)での開催を受講申込者へ事前周知を図った上で中止し、後日、振替開催日等をHP及び個別案内により周知し開催。また、これに伴い結果的に5年以内の受講期限を超過する資格者には、電気工事士法第4条の3及び同法施行規則第9条の8(やむを得ない事由)による受講延期が適用される旨周知した。
- ・全国都道府県担当者会議を6月に開催し、昨年度実績及び平成24年度計画等について情報提供を行うとともに平成25年度以降の定期講習制度について必要な情報交換を行い、円滑な講習業務移管に向けて連携強化を図った。
- ・平成25年度から定期講習制度見直しによる複数講習機関の指定情報(平成24年度:5機関)及びナイトによる講習業務終了に関する資格者への情報について、経済産業省のホームページ公表時に合わせてナイトホームページでも周知に努めるとともに、受講案内時に書面により情報を提供した。また、平成25年度受講対象者(約12万人)に対して、経済産業省と連携して定期講習制度見直しに関する情報を掲載したハガキを送付(12月)して周知を図った。
- ・経済産業省からの要請(次期指定講習機関の講習現場視察の受入れ)に応じて、講習現場に支障が生じないように配慮しつつ受入れを図った。
- ・ナイトが保有する資格者DBについて、平成24年度末をもって経済産業省への移管できるよう異なる動作環境への対応や、データ管理項目をスリム化しデータ入力・更新時の処理速度を向上させるとともに、平成24年度受講者データを反映させた上で3月末に移管した。

#### (2) 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく講習関係業務

- ・資格講習、認定講習及び再講習について、全国で127回(平成23年度:131回)の講習を開催し、10,081人(平成23年度:11,105人)が受講した。
- ・平成24年度版資格・認定講習用テキストについて、受講者の習熟度向上を図るため

外部有識者によるテキスト審議委員会を平成 23 年度から平成 24 年度にかけて審議を行い大幅な見直しを図った。

- ・平成 25 年度から講習制度見直しによる複数講習機関の指定情報（平成 24 年度：1 機関）及びナイトによる講習業務終了に関する資格者への情報について、経済産業省の HP 公表時に合わせてナイトホームページでも周知に努めるとともに、講習テキストに制度改正の情報を掲載した。
- ・平成 25 年度以降の円滑な講習業務のため、次期指定講習機関からの要望に応じて講習業務の諸手続に関する情報交換を行うとともに、ナイトが著作権を有する講習テキスト教材等著作物の無償使用許諾の契約を交わした。
- ・ナイトが保有する資格者 DB について、平成 24 年度末をもって経済産業省への移管できるよう異なる動作環境への対応やデータ管理項目をスリム化しデータ入力・更新時の処理速度が向上させるとともに、平成 24 年度受講者データを反映させた上で 3 月末に移管した。

## 2. 依頼試験評価業務

- ・平成 24 年度は、登山用ロープ 82 本、その他ロープ 30 本の検査依頼を受け、45 通の証明書を発行した。

## B. 組織・業務運営における取組みの強化

### B-1. 内部統制の充実・強化

#### (1) 経営陣の声を職員に届ける

- ・経営陣の生の声を職員に届けるため、イントラに理事長、両理事、監事のブログ頁を設定し、月 1 回のペースで更新した。
- ・多くの職員を集め、理事長の年頭訓辞、理事、部門長、次長及び課長の年頭所感を行うとともに、その様子をイントラで公開した。
- ・次年度の業務課題、業務の進捗・実績について、理事長が部門長、課室長をヒアリングする理事長ヒアリングを 2 回、職員公開で実施した。
- ・東京本所以外の事務所に、理事長あるいは理事が各 2 回以上赴き、勤務する職員との直接意見交換を実施した。
- ・経営方針等が地方にもタイムリーに届くよう、運営会議の様子をテレビ会議システムを用いて地方支所に配信した。

#### (2) 職員の業務・課題に対する理解向上

- ・若手職員が、自らが従事している業務をプレゼンテーション、パネルで職員に紹介する「NITE ユースワーキングセッション」を開催した。
- ・役員及び部門内職員を対象として、各業務の担当職員が業務の目的、実施内容、成果、課題などについてプレゼンテーション、パネルで紹介する「業務説明会」を合計 5 日間開催した。

#### (3) 基本理念、行動指針の見直し検討

- ・若手を中心とした検討委員会の設置や職員全体へのアンケート調査を実施するなど、

ナイト全体の取組として基本理念の見直しを行い、基本理念を改定し、決定した。

＜基本理念＞

「確かな技術と信頼できる情報をもとに、  
くらしの安全と未来への挑戦を支え続けます。」

(4) 第3期以降を見据えた課題の洗い出しや業務改善の検討

- ・第3期以降を見据えた部門の在り方や業務改善の検討などについて、理事長ヒアリング等を通じて各部門において実施した。

(5) 政策効果を意識したマネジメントの強化

- ・理事長ヒアリングなどの場において、役員と各部門幹部が政策効果を踏まえた業務計画や実績の説明・議論を行うとともに、各部門において政策効果を判断するための具体例の調査を開始した。

(6) 危機管理の強化

- ・ホームページ不正アクセスへの対応協議や再発防止を図るために、リスク管理委員会（1回）を開催しナイト全体での情報共有や対応策を検討・確認するとともに、外部専門家による役職員の意識向上や最新動向など知識取得のための講習会（1回）を実施した。
- ・昨年度に作成したBCP素案について、より実効性のあるものとしての見直し作業を行うとともに、かずさ地区において首都直下型地震を想定した初動対応などについての机上訓練などを実施した。

(7) 5S（CNN:Challenge for Next NITE）の推進

- ・前年度に引き続き、恒久的な5S活動としてのCNNプロジェクトを、先進的な取組のナイト全体での横展開、業務改善への発展をテーマとして全所的な活動として取り組んだ。
- ・理事長及び両理事がCNN活動の点検を行い、全職員に向けた発表会を開催し広く成果について周知するとともに、優秀な取組に対する表彰を実施した。

(8) 文書管理の強化

- ・公文書管理規程の運用マニュアルを作成し、職員がよりの確に文書管理が実施出来る環境整備を行うとともに、e-ラーニングの実施による職員への周知を行った。

(9) 震災対応

- ・被災した東北支所の復旧では、庁舎補修・改修のための設計などを行い、計画の適切な実施に努めた。
- ・電力需給ひっ迫に対応するため、照明のLED化の推進や全所的な不用時消灯の励行の取組、空調の時間短縮等を行うことによって、ナイト全体の電気使用量を平成22年度と比較して7月は21%、8月は24%、9月は25%減少させた。

(10) 職員の満足度調査、意識調査

- ・昨年度に実施した職員の満足度調査、意識調査（NITE-Q100 全職員を対象（設問109、回答者数504人（95%））の活用状況のフォローアップ調査を行うとともに、職員の意識向上策や業務改善策の検討への使用を各部門に励行した。
- ・調査結果は、「マネジメント情報の職員への周知方法の検討」「業務フローの改定

検討」「契約事務改善のための職員アンケート実施」の端緒として活用された。

(1 1) 業務全般にわたる管理運営の適正化等

- ・予算編成などにあたり理事長ヒアリングを実施するなど、予算縮減を念頭に置いた予算編成を行った。
- ・予算執行管理シートを新たに作成し、理事長ヒアリングなどにおいて報告を行わせるなど、予算の適切かつ効率的な執行のための管理を行った。
- ・業務管理シートに業務単位の経費を記入し、職員のコスト意識を向上を図った。

(1 2) 対外的な透明性の確保

- ・コンプライアンス診断を開始。今後、業務実施ルールなどについての妥当性などについて調査を行う予定。

(1 3) 職員宿舎の見直し

- ・かずさにて使用している借り上げ宿舎について、必要性及び最低限度となっているかについての確認を行い、引き続き、必要最低限度の戸数の宿舎のみ継続して保有している。

## B-2. 戦略的な人材の確保・育成

### 1. 人材の流動化

(1) キャリアパスの運用

- ・横断的キャリアパスの考え方をもとに、40歳以下の職員に対してキャリアパス人材育成コース希望調書及び専門スキル調査を実施。従来、各センターで実施していた非管理職（5級以下）職員の人事面談の実施主体を人事担当部署に変更することにより、専門の複層化や業務経験の多様化を踏まえた分野横断的な人事異動案を策定し、平成平成25年度の人事異動に反映した。これにより、管理部門を含めた分野を越えたナイト一体としての人事配置を行ったほか、研修、適切な人員配置、ジョブローテーションの推進等により人材育成の強化を図った。

(2) 人事交流

- ・人材の育成及び活用、ナイトの組織運営の活性化を図るため、次の組織と人事交流を行った。
  - a. 経済産業省：出向9名、受入9名
  - b. 産業技術総合研究所：受入1名
  - c. NEDO：受入1名

(3) 外部専門家の人材登用

- ・社会・行政ニーズの変化に対応した業務の高度化を図るため、専門性の高い人材（常勤職員9名、任期付研究員2名）を公募により選考採用した。

(4) 職員研修

① 階層別研修

- ・各階層別研修の終了後、理事長自らが当該研修のテーマ、カリキュラム内容に沿ったミニ講演を行い、受講者と意見交換を行うとともに、受講者からレポート提出を行った。

ア. 新規採用職員研修：16名

イ. 中堅職員研修：主任、主査級職員向け各級の人材像に合わせた「企画力強化研修」「ロジカルシンキング研修」等6研修を実施（延べ76名受講）。

ウ. 管理職研修：新任管理職対象研修 フォローアップを含め2回開催（9名受講）

既任管理職対象研修 45名・新任専門官対象研修 7名

## ② 共通研修

ア. 英語研修 10名

イ. 情報セキュリティ研修（新任用）54名

ウ. 情報セキュリティ研修（eラーニング）606名

エ. 情報セキュリティ研修（標的型メール訓練）585名

オ. 文書管理研修 454名

## ③ 分野別研修

・職員の分野別研修をナイト内外の技術専門系 107の研修、業務支援系 37の研修、企画マネジメント系 8の研修を実施し、キャリアコース別に人材育成を図った。

・人事院が主催する研修 課長級研修、係長研修等のキャリアアップのための研修に3名が参加した。

・また、国内外3機関への長期（6か月以上）の派遣研修に3名が参加。

## ④ 国際会議等への参加

・国際会議等への積極的参加を促し、70件の国際会議等へ213名（うち若手30代以下職員83名）、49件の海外調査に86名（うち若手30代職員28名）が参加した。

## ⑤ ナイト内部の教育訓練等

・全体では46種類の内部教育を288回行った。主な内容は次のとおり。

ア. バイオ分野→論文（英文）セミナー、菌類に関するセミナー等

イ. 化学分野→勉強会

a. 米国TSCAにおけるリスク評価と管理

b. 有害性評価支援システム統合プラットフォーム（HESS）の概要

c. 室内空気汚染と室内暴露評価

d. 化審法におけるMITI番号とCAS番号の確認作業の実際等

ウ. 認定分野→JCSS等チーム会合、認定研究会

エ. 製安分野→製品安全全体勉強会、技術力継承研修、内部業務発表会

・専門性の高いOB職員を再任用し、OJTのほか内部講習会等により、積極的に技術伝承を図った。

## ⑥ チャレンジ課題の提案

ナイトにとって将来役立つと思われる知識の習得について加点方式によるチャレンジ課題の提案・設定を推奨し、職員から53件の提案・申請があった。うち、能力開発研修として2件について費用補助を行った。

## ⑦ メンタルヘルス対策の学習機会の増加、試し出勤制度の導入

- ・職員向け講習会を実施し、セルフケアを含めたメンタルヘルス対策についての学習機会を増加
- ・試し出勤制度を導入し、申込のあった3件について良好な職場復帰に貢献した。

#### (5) 人事評価制度の適性かつ効果的な運用

- ・各部門評価者と企画管理部長等による評価調整会議(3月～4月)により評価者の評価基準の調整を図った。管理職研修(6～7月)では、評価調整会議での実例をベースに事例研究を行い、評価者のスキルアップを図った。
- ・職務行動評価WGを設置し、ポイント制の見直し、評価票の見直し等について検討し、被評価者、評価者の負担軽減となる評価票の見直し、専門官への評価の委任については、今年度評価から実施した。

### B-3. 機動的な内部組織の構築と人員配置

- ・若手職員が自らが従事している業務について、広く職員に紹介する「NITE ユースワーキングセッション」を昨年度に引き続き開催するとともに、役員及び部門内職員を対象として、各業務の担当職員が業務の目的、実施内容、成果、課題などについてプレゼンテーション、パネルで紹介する「業務説明会」を開催するなどして、職員の各分野の業務内容についての理解を深めるとともに、その成果をみつつ人事異動による人材の流動化を計画・実施するなど、技術的知見、設備等の一体的活用を進めた。
- ・理事長のトップマネジメントのもとに、常勤定員数の削減目標が設定されていること等に加え、組織全体としてニーズに的確に対応するための業務増大への対応や日常業務の効率的・効果的な執行に注力している。その反面、技術進歩に対応した評価技術等の開発や試験研究、将来的な方向性を見据えた人材育成等については、より一層高度な技術レベルが求められている現状及び将来のニーズを考えると十分な取り組みが行われているとは言えない状況となっている。

このような中、分野横断的に先端的な評価等の技術開発・調査を担当する組織「技術戦略室」を設置し、さらなるナイト業務の高度化や多様な行政ニーズなどに対応出来るための技術力の整備の検討を開始した。なお、これらの実施により将来的にナイトの各業務の中核的な役割を担う人材育成にも直結すると考えている。

- ・国民生活センターとの業務提携に基づく事故原因究明のための分析依頼の実施にあたり、バイオテクノロジー分野で実施しているタンパク質解析業務に用いる技術や試験設備も活用し、迅速かつ正確な分析を行い、事故原因となった物質を推定した。(初めての依頼)。

具体的には、

事故製品：ムートンブーツ

事故概要：当該製品を使用していた消費者が皮膚障害の症状を消費者センターに訴え、国民生活センターを通じて、ナイトと国民生活センターの業務提携に基づき、ナイトに対して皮膚障害原因物質の推定に係る分析依頼が成された。

ナイトにおける役割分担



#### 製品安全センター

国民生活センターとの窓口及び事務処理、過去の皮膚傷害事故の原因特定などに係る技術的知見の活用、分析結果などを踏まえた事故原因の推定など

#### バイオテクノロジーセンター

微生物が産生するタンパク質を特定する技術及び情報やそのために使用する分析機器などの試験設備の提供。

- ・地方支所においては、業務量に応じた人員を配置しているところであるが、引き続き効率的・効果的な体制となるよう、毎年、製品安全担当者会議等において、業務量の平準化の観点から見直しを実施することとしており、平成 25 年 3 月に同会議を実施し、各支所の業務量が平準化していることを確認した。
- ・特定部門にとどまらない先導的業務や部門間横断業務に関し、業務上の緊急性が高い案件について、組織横断的なプロジェクトチームを編成し、課題の解決を進めている。
  - 燃焼実験施設 PT (リチウムイオン電池の発火再現や燃焼事故時の有毒ガス分析等設備・装置)
  - NITE-LANPT (情報セキュリティ対策や業務効率化を目指した、ナイト情報基盤設備の更新)
  - 財務会計システム PT (監査法人からのアドバイスに対応した新財務会計システムの構築)

#### 【再掲 A-1. (1) ①事故情報の収集、関係機関との連携強化】

- ・消防庁から全国の消防機関に対し、消防法改正に伴う資料提出命令権等の行使によって得られた情報について、ナイトを含む関係行政機関から情報の提供を求められた場合には、必要な対応を行い協力するよう求める通達が発出された(注)ことから、ナイトが全国の消防機関及び警察を訪問し、製品事故に関する情報交換が適切に実施される体制を整備した結果、収集件数が 273 件と増加した。

注) 平成 24 年 10 月 19 日付「消防法の一部を改正する法律等の運用について」

- ・全国の消防機関、警察及び消費生活センターを訪問し、地域の関係機関と連携を強化した(消防機関 167 件、警察 67 件、消費生活センター 165 件)。
- ・消費者団体、消費生活センター、消防、業界団体などへの講師派遣数 125 件で受講者総数 7,941 人。

#### 【再掲 A-2. (2) ④公示名称の作成】

- ・「国民の声」による化審法と労働安全衛生法(以下「安衛法」という。)の名称統一の要望を受けて、厚生労働省と経済産業省とともに命名ルールの共通化に関する検討に参加し、命名ルール共通化原案を提案して二法の共通化命名ルールの公表(平成 24 年 12 月 28 日)に貢献した。

#### 【再掲 A-3. (3) 特許微生物に係る寄託業務の一元化】

- ・平成 25 年 4 月 1 日に予定されているつくば IPOD のかずさバイオテクノロジーセンターへの移転、業務の一元化に向け、受入れ施設における微生物保管設備の増強、事務

室、実験の改修工事を行い1月末に完成した。

- ・特許寄託微生物（約13,000件、20万サンプル）の移送に際しては、運搬中の事故等による死滅を回避するため、サンプルの保管形態別に移送するなどの万全の準備を行い、3月中旬無事終了した。
- ・施設・設備の共用化、人員の業務兼務については、NPMD職員全員に生物資源課の業務を兼務させ、NPMD実験室において生物資源課の業務を行うことにより、施設・設備の共用及び人員の業務兼務推進を図ることとした。

#### B-4. 契約の適正化

随意契約の競争入札等への移行の徹底、競争入札等における実質的な競争性確保等、契約の適正化推進により経費を節減した。

- ① 随意契約の公募への移行（競争入札等への移行）を推進した。
- ② 競争入札等における複数者応札による実質的な競争性の拡大を図るため、以下の取り組みを実施した。
  - ・情報提供の充実（全ての役務契約について入札説明会を実施、調達予定情報のホームページ公開等）
  - ・入札参加者の利便性向上（入札公告ホームページによる入札説明書のダウンロードによる配布、複数箇所による同時説明会及び入札・開札の実施）
  - ・入札参加ランクの緩和
    - 競争入札等における実質的な競争性を確保するため、高額調達において一者応札・応募の場合には入札手続きやり直しを実施した。
- ③ 契約履行品質を向上させるため以下の取り組みを実施した。
  - ・入札説明書等ダウンロード事業者のうち、入札不参加だった事業者からの聞き取り調査
  - ・契約相手先の契約履行品質調査を実施
  - ・総合評価落札方式の適用範囲を拡大
  - ・指名停止措置の厳格適用、低入札価格調査制度の活用
  - ・調達マニュアル、仕様書作成マニュアルの整備
- ④ 環境配慮契約法への対応及び更なる随意契約の見直しを実施した。
  - ・電力供給の競争入札（裾切り方式）による調達、ガス供給の競争入札による調達
- ⑤ 契約の適正性、透明性を向上させるための取り組み
  - ・四半期毎に契約監視委員会による一者応札・応募及び二年連続一者応札・応募の次回調達事前点検及び公益法人との契約、会費等の支出の点検を実施し、ホームページで公表
  - ・監事監査及び内部監査でも随意契約及び一者応札・応募契約、公益法人への支出を重点的に点検

## B-5. 広報、情報提供の推進

(全体)

昨年度とりまとめたナイトの広報戦略を元に、年間を通じて広報委員会の活動を中心に、ナイトとして一体的な活動を推進。同委員会では、4センターにおけるプレス発表などの広報にかかる懸案事項、各種イベントの企画立案・実施に係る検討を中心に10～11月末までに14回開催し、実行に移すなど、アウトリーチタイプの広報を推進し、ナイト全体としての活動を活発化させた。

具体的には、

より見やすく効率的なデータ更新などの管理に対応したホームページリニューアルを行うため、リニューアル事業の仕様書作成、コンテンツマネジメントシステム選定に当たっての事前調査等を行い、仕様書を取りまとめた。

NITE スクエア展示機能の強化を行うため、これまで展示がなかったナイト全体及び各部門の業務概要を紹介するための各部門の紹介パネルを作成し、かつ、各部門の業務内容に関連した展示物とあわせて公開した。

また、利用ルールの整備を行い、昼休み中には休憩場所として解放する等、パブリックスペースとしての利用を開始。

NITE パンフレット及びPRビデオについて、組織の業務内容の変更等をふまえるとともに、需要期である職員採用シーズンに合わせて、平成24年7月に迅速にNITEパンフレット改訂版を発行した。

また、基本理念の検討をふまえてNITEパンフレットとPRビデオのリニューアルを行うため、それらの仕様書を作成し、調達を開始した。

マスメディアへの情報提供について、製品安全センター月1回のプレスレクに加え、地下鉄内での飲料用アルミ缶に業務用洗剤を入れたことによる破裂事件の検証結果にかかるプレスレクを製安センターと協力して行ったところ、NHKなどのテレビ局をはじめとする多くの報道機関から報道がなされた。

また、バイオテクノロジーセンターにおいても、プレスレクを2回実施した。

アウトリーチタイプの広報として、地域イベントに合わせたNITEフレンドシップデイ、夏休み期間の渋谷区と連携したハチラボへの展示、子供霞ヶ関デーなど、ナイト内外に積極的にナイトの成果等を公表し、広報効果の拡大に努めた。なお、ハチラボへの総来場者総数は、8/7～10/4までで11,146名に上った。

(製品安全分野)

### 【マスメディアへの対応】

「扇風機」「エアコン」「カセットこんろ」など、再現実験映像を使った説明会を月1回、計12回開催した。

定期プレス説明会で使用した映像(画像)を、マスメディアを通じて国民に提供。各支所にて地方版資料を作成・添付し報道機関等へ配布。地域に密着した注意喚起を実施。

- ・新聞による注意喚起 98回 (うち全国紙※28回、地方紙等70回)※読売、毎日、朝日、産経、日経
- ・テレビによる注意喚起等(放送) 149回 (うち全国放送79回、地方ローカル放送70

回)

**【講師派遣・展示】**

- ・業務報告会を11月に大阪及び東京で開催。大阪会場は251人、東京会場は326人の参加があった。
- ・全国の消費生活センター、消費者団体が主催する安全啓発セミナー、消防機関が行う技術研修等に109回の講師を派遣し、事故事例などを紹介した。(参加者延べ人数：5,667人)
- ・主婦連合会・早稲田大学と関西消費者連合会との共同で「知の市場」を東京及び大阪で開催、「製品安全対策の基礎知識」について講義を実施した。(各15回、受講者は東京53人、大阪49人)
- ・経済産業省主催のセミナー(製品安全セミナー、製品安全点検日セミナー)に計16回講師を派遣し、併せてセミナー会場に事故品を展示して注意喚起した。(参加者延べ人数：約2,274人)
- ・各自治体や消費生活センターが主催する「消費生活展」などに全国で57件出展した。

**【ホームページ・メールマガジン】**

- ・「身・守りハンドブック2012」及び「生活安全ジャーナル」(Web版)を発行した。
- ・「事故防止注意喚起リーフレット(2種類)、注意喚起ちらし(27種類)、ミニポスター(再現実験映像を含む、19種類)をホームページに掲載した。
- ・PSマガジンを毎月第2と第4火曜日に配信した。(29回、登録者数：8,365人)

**【その他】**

中学生以上の製品安全教育DVD教材を作成した。また、平成23年度に作成した小学校高学年向けの製品安全教育DVD教材については配布を継続し、若年者への製品安全の普及・啓発を図った。

(化学物質管理分野)

**【講師派遣・展示】**

- ・成果発表会を東京(参加者274名)及び大阪(参加者110名)の2会場で開催し、合計384名の参加者があった。内容は、職員発表、外部講師による基調講演、ポスターセッション及びミニセミナーから構成され、化学物質管理センターの業務成果の普及を行うとともに、個別業務について意見交換を行った。次年度以降の効果的な広報にも活用するため、会場にてアンケート調査を実施した。
- ・主婦連合会と共同で社会人講座を開講するとともに、内閣府等とシンポジウムを開催するなど、リスク評価をはじめとした化学物質管理に関する技術情報の効果的な普及を図った。
- ・2012 洗浄総合展に出展し(後援)、ナイトが提供している化学物質管理に関する情報について展示を行った

**【ホームページ・メールマガジン】**

- ・化学物質管理に関する情報を広く一般に周知するため、ホームページを利用し、法規制情報、有害性情報、リスク評価関連情報などについて、最新情報を提供した。
- ・メールマガジン「NITE ケミマガ」の配信(電子メールを利用)を通して、毎週、化

学物質管理に関するサイトの新着情報、報道発表情報等の情報を提供した。読者は各省庁等において個別に掲載されている化学物質管理に関する最新情報を一括で入手可能とした。また、「NITE ケミマガ」を周知するため、講演を行ったセミナー等の会場においてチラシを配付した。登録者数は、平成 25 年 3 月末現在約 4,000 名（平成 23 年度比約 3 割増）となった。

#### 【その他】

- ・化学物質管理センターの業務を紹介するため、化学物質管理センターパンフレット（約 4,500 部）や CHRIP パンフレット（約 3,900 部）及び技術情報誌である CMC レター（約 2,200 部）等の配付を行いサイトの活動の理解促進に努めた。

（バイオテクノロジー分野）

#### 【マスメディアへの対応】

- ・タイ BIOTEC との MOU 締結、タイで開催した第 9 回 ACM、国際シンポジウム開催、ベトナム・ミャンマーとの MOU/PA 締結について、計 4 件プレスリリースを行った。

#### 【講師派遣・展示】

- ・国内のバイオ産業団体、大学、研究所等との連携を図りつつ、国際学会を含む学会やイベント、市民フォーラムでの発表・展示やインターネットを利用し、訴求対象やトピックスを明確にしてサイトの保有する生物資源の分譲や海外探索等の広報活動を行い、保有菌株の利用促進を図った。
- ・遺伝子組換え生物等の第二種使用等の申請をする際の申請スキーム、申請書作成時の注意事項及びよくある問い合わせについて、2 回講師派遣を行い説明した。
- ・「かずさの森の微生物教室」開催；これまで単独開催であったが、平成 24 年度は千葉県教育庁が開催している「千葉県夢チャレンジ体験スクール」事業の「サイエンススクール」というイベントに協力するかたちで実施した。午前、午後の 2 回開催し、合計 39 名の小学生が参加した。
- ・相手の要望に合わせた適切な見学対応を実施した。平成 24 年度かずさ地区の見学者数 422 名、本所見学者数 101 名。
- ・公設試、中堅・中小企業への広報活動を今年度より開始した。産業技術連携会議、地域クラスター、千葉県シーズ発表会等に赴き、サイトの業務等を説明した。

#### 【その他】

- ・特許微生物寄託業務における平成 25 年 4 月の手数料改定及び IPOD のかずさ移転について、ユーザーに対する説明会を実施すると共に、ホームページへの掲載、ダイレクトメール（約 1500 通）を発送し、周知を図った。
- ・メルマガについては、4 月、6 月、8 月、10 月、12 月、2 月の計 6 報を配信し、微生物の有用性をアピールした。
- ・「NBRC 微生物実験講習会」を開催した。NBRC が提供する微生物のユーザーに対し、微生物アンプルからの復元・培養方法や、微生物の凍結保存方法等に関する実習を行った。2 日間開催し、合計 20 名が参加した。

（認定分野）

#### 【マスメディアへの対応】

- ・タイ国との MOU 締結についてプレスリリースを実施した。
- ・ASNITE 製品認証機関認定プログラムにおいて、平成 23 年度に鉄道システムの海外進出を支援するため、設計から製造までを対象とした鉄道システム認証に向け新規認定区分を設定し、本年度 9 月に認定した。経済産業省及び国土交通省とも連携・調整しつつ、国内初の認定である旨をプレスリリース・プレスレクを実施した。
- ・各種、雑誌、業界新聞への投稿等を実施し、認定制度の紹介等の広報を行った。
- ・日刊工業新聞の JCSS 特集に、JCSS 制度の紹介記事を執筆した。

#### 【講師派遣・展示】

認定センターのプレゼンス強化のため、以下の展示会等に出展した。

- ・NCSLi 2012 (全米標準試験所会議) へ出展 (7 月 30 日～8 月 1 日)
- ・JASIS 2012(旧分析展／科学機器展)へ出展 (9 月 5 日～7 日)
- ・インターメジャー2012 (国際計量計測展) へ出展(10 月 10 日～12 日)
- ・計測標準フォーラムでのポスター発表(11 月 9 日)

ナイト広報と連動した認定制度の広報活動として以下を実施した。

- ・NITE フレンドシップディ開催
- ・渋谷区子供科学センター(通称ハチラボ)への 1 ヶ月強の長期展示及び実験教室の開催

JCSS では、JCSS 制度や取り組みの現状等について業界団体等の各種会合において講演等を行い、JCSS 普及のための活動を行った。

#### 【ホームページ・メールマガジン】

- ・JNLA 及び JCSS の MRA 対応認定事業者の最新認定情報を日本語及び英語でホームページに掲載し、国内外の試験・校正ユーザーの利便性を図った。

#### 【その他】

- ・JNLA 施行 15 周年の節目にあたり、今後 JNLA の活用が見込まれる工業会、試験機関等の関係者を招き、これまでの JNLA 活用成果、産業界での更なる活用を図るための課題、消費者の立場から見た試験所認定制度に対する期待等について有識者の方々にご講演を頂き、JNLA の活用による我が国の産業競争力の強化に資することを目的としたシンポジウムを 3 月 11 日に開催した。
- ・9 月に JLAC 技術情報セミナーを開催 (100 名参加) し、試験所・校正機関認定制度の利用状況及びその効果についての情報提供を行った。
- ・他の計量関係機関と共同でマネジメントシステム主任審査員を対象とした計測のトレーサビリティ講習会を東京及び大阪で計 4 回開催し、JCSS 制度をはじめ、計測のトレーサビリティに関する正しい知識を提供した。

## 6. 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置

### 1. アウトソーシング

これまでも、社会的要請や行政ニーズに的確に対応するための業務の効率化を図る観点から、外部委託等を積極的に行っている。今後も、より効率的な業務運営となる余地のあるものがないかどうか、引き続き検討を行い、一層の効率化を推進することとして

いる。

これまでも、社会的要請や行政ニーズに的確に対応するための業務の効率化を図る観点から、ゲノム解析の器具洗浄、PRTR法に基づく届出の電子化处理等、化学物質総合管理情報データベース（CHRIP）のデータ更新作業などの外部委託等を積極的に行っている。今後も、外部委託を行うことにより、より効率的な業務運営となる余地のあるものがないかどうか、引き続き検討を行い、一層の効率化を推進することとしている

（製品安全）

製品事故調査員として全国で、調査能力を有する外部の技術的専門家（製造事業者 OB、消防機関 OB、検査機関 OB 等）を 40 名委嘱し、製品安全業務の事故情報の調査・分析において、外部人材の積極的な活用を図った。

（バイオ）

業務の一層の効率化の観点から、実験器具洗浄工程及び微生物培養のための培地作成業務の外部委託を実施した。また、シュードモナス属細菌等 6 菌の塩基配列の決定について、自ら追加実験は行わず、オプティカルマッピングによるゲノム配列の検証実験を外注して、解析期間の短縮とコスト削減を図った。

（化学）

専門的なスキルを有する非常勤職員と派遣職員を活用することにより、スクリーニング評価、リスク評価に用いる性状データをデータベースなどの情報基盤として整備するためにデータのクリーニング、形式の整合化を行い、必要なツールを作成して、平成 24 年度のスクリーニング評価、リスク評価を効率的に実施した。

（認定）

外部審査員を 23 名確保し、平成 23 年度までに確保した外部技術審査員とともに審査に活用した。

（講習業務）

大都市圏である東京、名古屋及び大阪の受講会場は、同地を勤務地とする近郊の他県在住者の受講が多いという講習需要の実態から、大都市での開催回数を十分確保する一方で、地方都市での受講にも不便を来さないよう開催計画を作成し、安価で利便性のある講習会場を確保する業務をアウトソーシングし、業務遂行の状況についても適宜確認した。

（官民競争入札）

NITE 共通基盤情報システム運用管理業務について、平成 26 年度に民間競争入札を実施する予定である。

## 2. 業務の電子化の推進

- ・ナイト機構業務・システム最適化計画に基づき構築したナイトの事務共通基盤情報システム（NITE-LAN システム）及び一般管理業務のシステムの安定運用に努め、第二期中期目標期間に実施した業務・システム最適化計画の評価結果を踏まえ、次期業務・システム最適化の見直し方針及び業務・システム最適化計画を策定し、次期 NITE-LAN システムの調達作業を開始した。

- ・ IT 調達 の 透明性、公平性 の 確保 を 図る ため、CIO 補佐官 を 活用 し、情報 システム 政府 調達 審査会 を 開催 し仕様書 の 審査等 を 実施 し た。今年度 は 情報 システム 政府 調達 審査会 31 回 実施（13 システム）、審査会 以外 の 仕様書 審査 56 件、提案書 の 確認 13 件 を 実施 し た。
- ・ 情報 セキュリティ 教育 と し て、新規 着任者 を 対象 と し た 講習会、全役 職員 を 対象 と し た e ラーニング 研修 を 実施 し た。e ラーニング は 職員 の 役割 毎に 3 種類（一般 職員 向け、管理 職 向け、システム 管理者 向け）の 内容 で 実施 し た。また、e ラーニング 研修 と 併せて 標的 型メール 訓練 を 実施 し た。年度 内 に いくれ かの 研修 を 受講 し た 役 職員 は 649 名（受講 対象者 687 名）で 受講 率は 94.5% で あっ た。
- ・ ナイト の 全課室 に おいて 情報 セキュリティ 自己 点検 を 実施 し た。
- ・ 平成 22・23 年度 に 実施 し た 情報 セキュリティ 監査 に おける 指摘 事項 へ の 対策 実施 状況 を 把握 する ため、対象 と なる 15 システム の 所管 課室 に 対して フォロー アップ 監査 を 実施 し た。
- ・ 平成 24 年度 の 情報 セキュリティ 監査 と し て システム の 重要 度等 に より ナイト の 保有 する システム の 中から 5 システム を 監査 対象 と し て 選定 し、監査 対象 システム の 所管 課室 と 利用 課室 に 対して 情報 セキュリティ 監査 を 実施 し た。
- ・ 平成 24 年 9 月 に 発生 し た J-CHECK へ の 不正 アクセス・不正 改ざん へ の 対応 と し て、情報 セキュリティ 委員会 に おいて 外部 専門 家 の 助言 を 受け 再発 防止 策 を 検討 し、外部 から の サイバー 攻撃 に 対する セキュリティ 対策 を 強化 し た。具体的 に は ① 侵入 検知 システム 等 の 強化（IDS/IPS の 強化、WAF の 導入）、② 不正 アクセス の 24 時間 365 日 監視 サービス の 導入、③ 改ざん 検知 システム の 強化、④ ソフトウェア の 脆弱 性情報 へ の 対応（バージョン アップ 等 の 対処 の 徹底、開発 アプリケーション の 保守 契約）、⑤ セキュリティ 診断 の 定期的 実施 を ルール 化、⑥ インシデント 発生 時 の 緊急 連絡 網 の 整備 等 を 実施 し た。

以上